

蓮田市第4次総合振興計画

基本構想

(改定版)

蓮 田 市

目次

第1部 第4次総合振興計画策定の意義と背景

第1章 計画策定の趣旨・役割	2
第2章 計画策定の視点	3
第3章 計画の構成	4
第4章 計画の要件	5~10
1. 地勢	5
2. 歴史	6
3. 社会（ア 人口 イ 産業・経済）	7~10

第2部 基本構想

第1章 市の将来像	12
第2章 まちづくりの基本理念	13
第3章 土地利用構想	14~16
第4章 基本政策	17~80
I 市民みんなでまちをつくる	18~26
II 水と緑の豊かなまちをつくる	27~33
III 安心安全で快適なまちをつくる	34~48
IV 学ぶ楽しさと豊かな文化を育むまちをつくる	49~61
V 心と体の健康と安心を支えるまちをつくる	62~74
VI 産業の活力を引き出し高めるまちをつくる	75~80
第5章 基本構想の実現に向けて	81~85

第1部 第4次総合振興計画策定の意義と背景

第1章 計画策定の趣旨・役割

蓮田市は、これまで市の前身の蓮田町で昭和 47 年(1972)に昭和 60 年度(1985)を目標にした基本構想*を策定し、その後、昭和 61 年(1986)と平成 8 年(1996)にそれぞれ、10 年間を計画期間として第 2 次及び第 3 次の基本構想を策定し、これに基づく総合振興計画を実施してまいりました。

さらに、平成 20 年度(2008)から平成 29 年度(2017)の 10 年間を計画期間とする第 4 次の基本構想を策定し、蓮田再生に取り組んでいます。

しかしながら、平成 20 年の米国金融危機（リーマンショック）に端を発した世界的な景気低迷の長期化や、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災とその後の福島第一原子力発電所の原子力災害は市民生活に大きな影響を与え、ライフスタイルそのものを変えようとしています。また、一方では、人口減少、少子・高齢化が急速に進行し、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しております。

そこで、これらの社会環境の変化に的確に対応するため、第 4 次総合振興計画を改定したものです。

基本構想は、「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図る」ためのものであり、これに基づく総合振興計画は、中長期的な視点に立って行財政施策の合理的な展開と地域社会の発展的な運営を実現していくための指針となるものです。

用語解説

基本構想

地方自治体が事務処理を進めるために最も基本とする計画です。

平成 23 年の地方自治法の一部改正により策定の義務は廃止されましたが、市では引き続き市政運営のための最も重要な指針として策定していく方針です。

第2章 計画策定の視点

基本構想とこれに基づく第4次総合振興計画は、次のような視点に立って策定しております。

1. これまでの基本構想との連続性に留意しつつ、あらたな時代の要請に柔軟に対応できるものとするを重視しました。

特に、少子高齢化の進行に対応したしくみづくり、地球温暖化を抑制するための循環型社会の構築、いわゆる「団塊の世代」*の地域運営への参画、近年の犯罪増加に対する安全確保に向けた地域づくり、国際化の深まり、危機管理体制の充実、地方分権の進展に伴う地域が主体性を発揮するしくみづくり、などのあらたな政策課題を重視しました。

2. 第4次総合振興計画は、地域や行政の目標を明らかにすることを主眼としながら、相応の具体性を持ちつつその実効性を確保し、将来の財政状況も勘案して策定しました。

3. 蓮田市の財政状況は、国の三位一体改革*、長期にわたる税収の伸び悩みに加えて、高齢化の進行による社会保障費の増大などにより厳しさを増しています。さらに、必要な都市基盤の整備や既存の学校・公共施設・道路などの維持管理などの財政支出を考慮すると、抜本的に行政運営を見直す必要があります。

市では、徹底的な行財政改革を実現するとともに財源創出のための施策を行い、公平で効率のよい市政を実現することとします。

4. 計画期間後期に向けた改定にあたっては、市の土地利用構想に影響を及ぼすサービスエリアの新設計画や東日本大震災の発生による影響など、計画策定当初後の社会経済状況の変化に伴うあらたな政策課題を重視しました。

用語解説

団塊の世代

昭和22年(1947)から昭和24年(1949)にかけての第1次ベビーブームで生まれた世代。前後の世代に比べて極端に人口比が高く、平成19年(2007)から定年を迎えています。

三位一体改革

国庫支出金を減らし、税源を地方に移譲し、地方交付税を見直して地方分権を進めることをいいます。

第3章 計画の構成

第4次総合振興計画は、長期的ビジョンのもと、急速な社会経済環境の変化に対応し、計画の実効性を確保するため、計画の構造については基本構想、実施計画によって構成します。

基本構想はまちづくりの基本方針として、市政運営や政策の基本方向を掲げる10か年（平成20年度から平成29年度）の計画とし、その中心的な部分を基本政策と呼ぶこととします。

実施計画は、基本構想に基づく施策の具体的な取り組みや目標を掲げた3か年の計画とします。

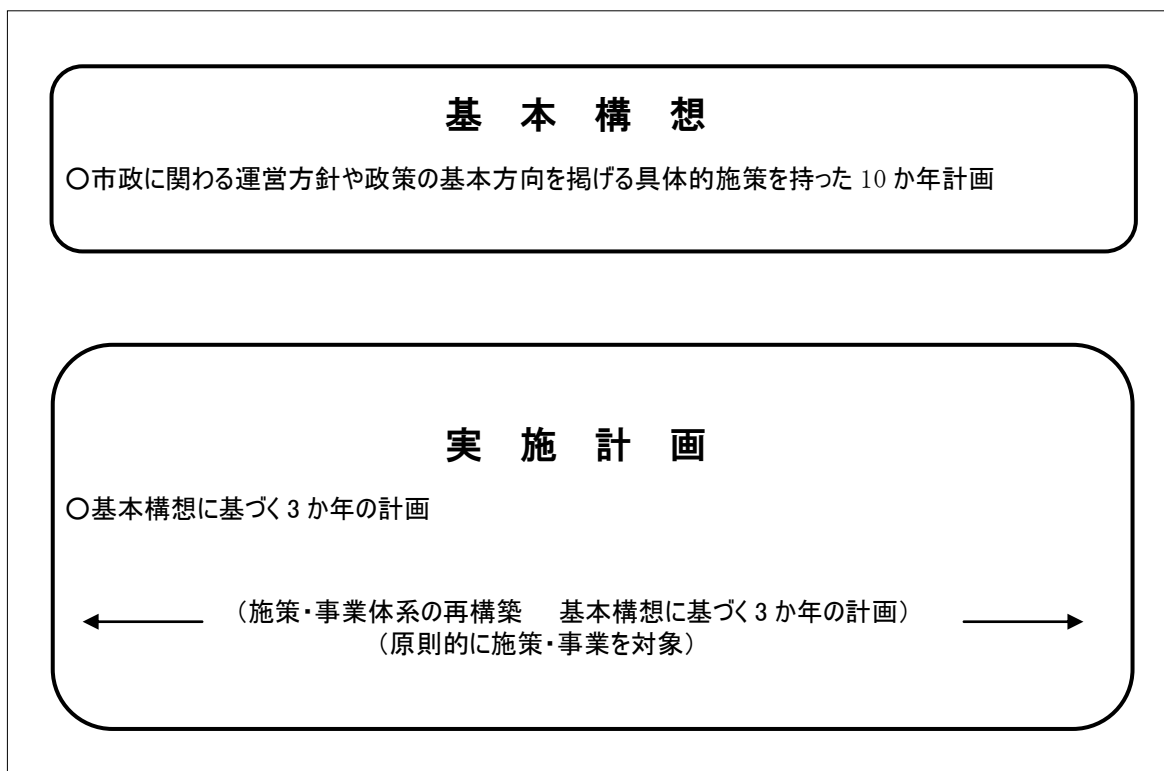
◎基本構想

- ・市の将来像、基本理念、土地利用構想、基本政策等によって構成します。
- ・計画期間は、平成20年度(2008)から平成29年度(2017)の10か年とします。

◎実施計画

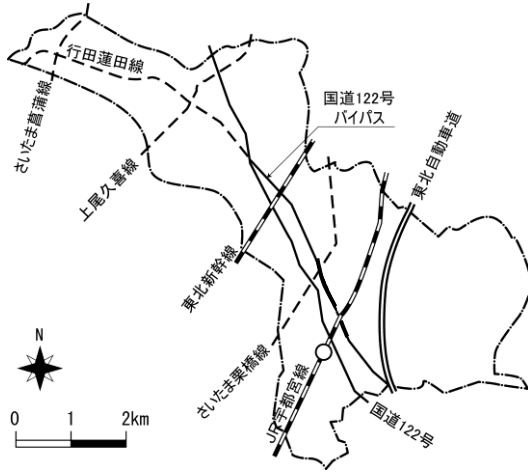
- ・財政計画に基づき、基本構想に掲げた施策を実施するための事業計画を示すもの。成果等目標を明示します。
- ・計画期間は、3か年の計画とし、毎年点検をし、必要に応じて見直しを行います。

総合振興計画



第4章 計画の要件

1. 地勢



主な道路と鉄道

蓮田市は埼玉県の県南東部に位置し、面積 27.27k㎡、人口約 6 万 4 千人の市です。市域は南北に長い地形で、大宮台地の支台が市内の西南部と北東部に丘陵地を形作っていますが、市内の標高は 14 m 強のおおむね平坦の地形です。中心部は元荒川による沖積低地が広がっています。

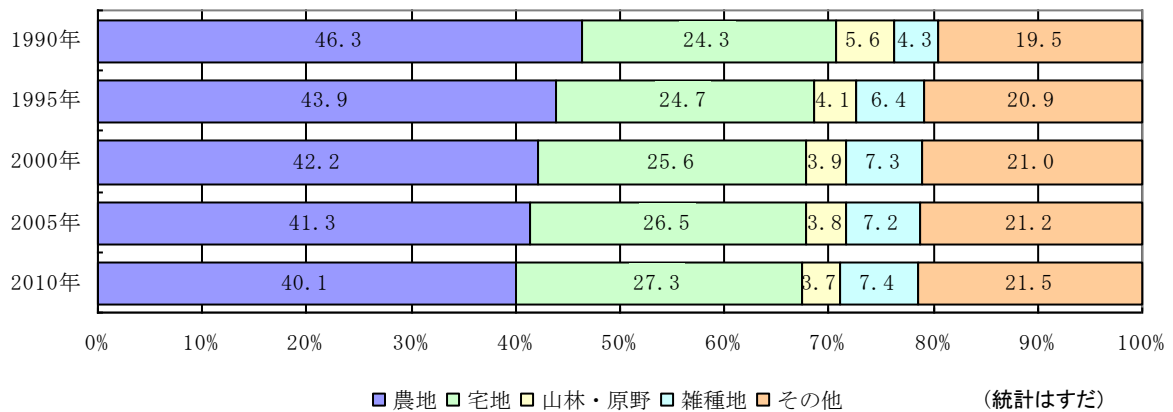
蓮田市は、北に久喜市、東に白岡市、南にさいたま市、上尾市、西に伊奈町、桶川市と接しています。都心から 40 km 圏内に位置し、県都さいたま市に隣接するという地理的な条件に恵まれています。また、戸建て住宅を中心とした都心のベッドタウンとして、住みやすい環境を備えています。

J R 宇都宮線は蓮田駅から上野駅や新宿駅まで約 40 分で行くことができ、平成 26 年度 (2014) には東京駅に乗り入れする予定です。また、平成 12 年 (2000) に地下鉄 7 号線の蓮田までの延伸が「目標年次 (2015 年) までに開業することが適当である路線」と運輸政策審議会から答申されています。

また、一般国道 122 号改良線は平成 18 年 (2006) に開通し、県道さいたま栗橋線などの主要な幹線道路とともに、交通利便性を備えています。

市域の土地利用の割合は、農地の利用が約 4 割を占めています。農地がこれまでに緑の保全などに果たしてきた役割は大きいものがあります。市内には、元荒川、綾瀬川の河川や見沼代用水、また黒浜沼 (埼玉県自然環境保全地域)、山ノ神沼といった池沼、そして樹林や農地など、豊かな水と緑が残されて市民にやすらぎと潤いを与えています。

●土地利用割合の推移



2. 歴史

蓮田市の歴史は古く、旧石器時代から人が住み始め、縄文時代から古墳時代にかけての遺跡が市内で発見されています。

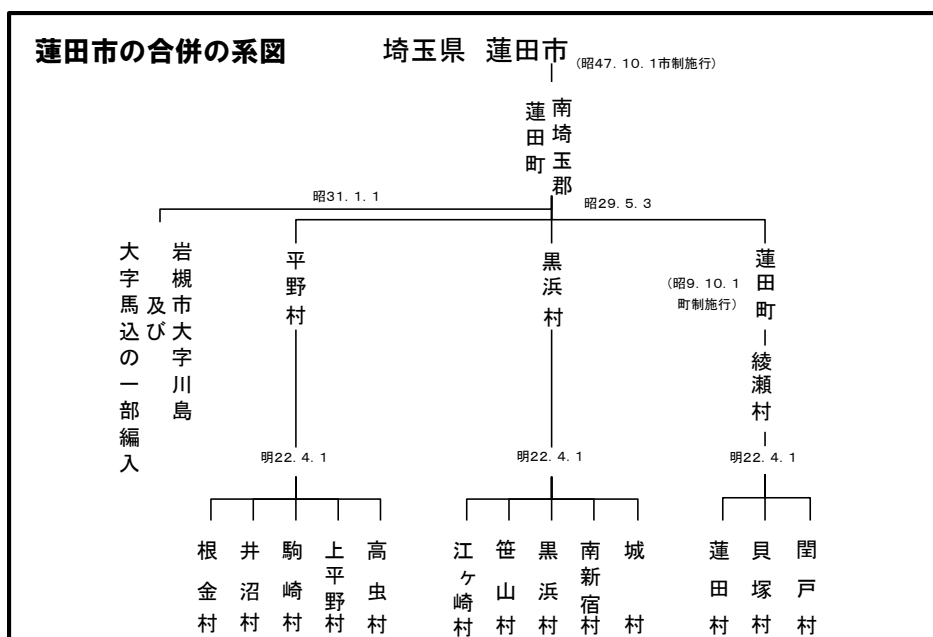
特に、国指定史跡の黒浜貝塚や、県指定史跡の綾瀬貝塚、県選定重要遺跡の関山貝塚など全国的に著名な縄文時代前期を代表する貝塚があります。

蓮田の地名の由来は、奈良時代の高僧がこの地を訪れた際、咲き乱れる蓮の花の美しさに感動して「蓮田」と名付けたという伝説があります。元荒川沿いに発見された荒川附遺跡では、奈良時代に大規模な集落がつくられ、河川交通の拠点として発展しました。

江戸中期には新田開発が精力的に行われ、このころ見沼代用水ができ、昭和の初期まで水運としても使われました。

明治 22 年(1889)に町村制施行によって、綾瀬村、黒浜村、平野村の 3 か村が誕生しました。昭和 9 年(1934)の町制施行で、綾瀬村は蓮田町になりました。

昭和 29 年(1954)には蓮田町、黒浜村、平野村が合併して新しい蓮田町ができました。その後、昭和 31 年(1956)には岩槻市大字川島及び大字馬込の一部が蓮田町に編入されました。昭和 47 年(1972)10 月 1 日、埼玉県で 38 番目の市として市制を施行し、蓮田市となり、平成 24 年(2012)に市制 40 周年を迎えました。



3. 社会

ア 人口

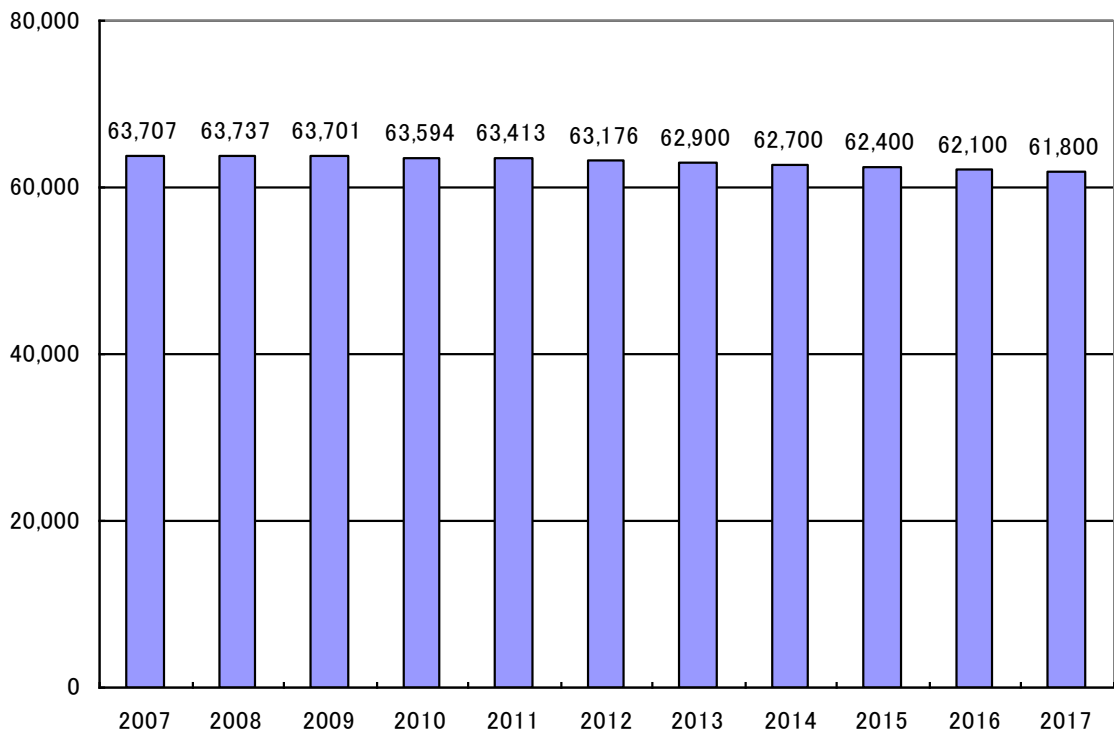
(1) 推計人口

高度成長期に併せて、順調に増加していた蓮田市の人口は、平成 10 年(1998)をピークに緩やかに減少をしています。それに比して世帯数は、核家族化により増加傾向にあります。また蓮田市でも少子高齢化が急速に進んでおり、子育て支援と団塊の世代の退職に伴う地域の受け皿づくり、医療・介護などの対策が課題となっています。

今後本格的な少子高齢化を迎えると、継続的な人口減少や年齢構成のバランスの変化を引き起こし、行財政運営への影響や、経済活力低下、地域コミュニティの衰退などが懸念されます。市内には、自治会をはじめ多くの市民活動が展開され、平成 14 年(2002)に市が開設したはずだNPOプラザは、NPO法人により運営されており、このような活動が地域活動を活性化させています。

総人口の傾向は平成 19 年(2007)に 63,707 人であったものが平成 24 年(2012)に 63,176 人、平成 29 年(2017)には 61,800 人と緩やかな減少傾向をたどることが見込まれます。

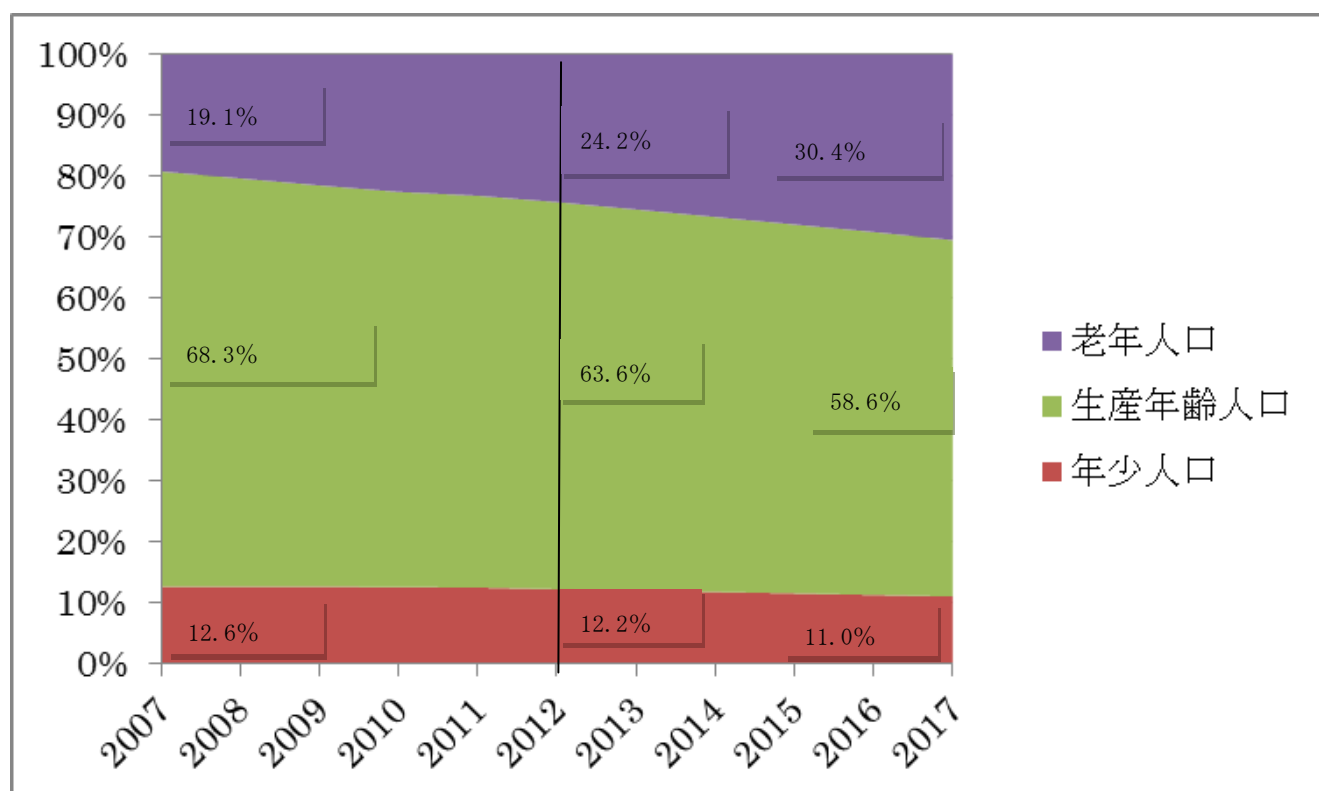
●総人口推計



※2007 年から 2012 年までの人口は、各年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口です。

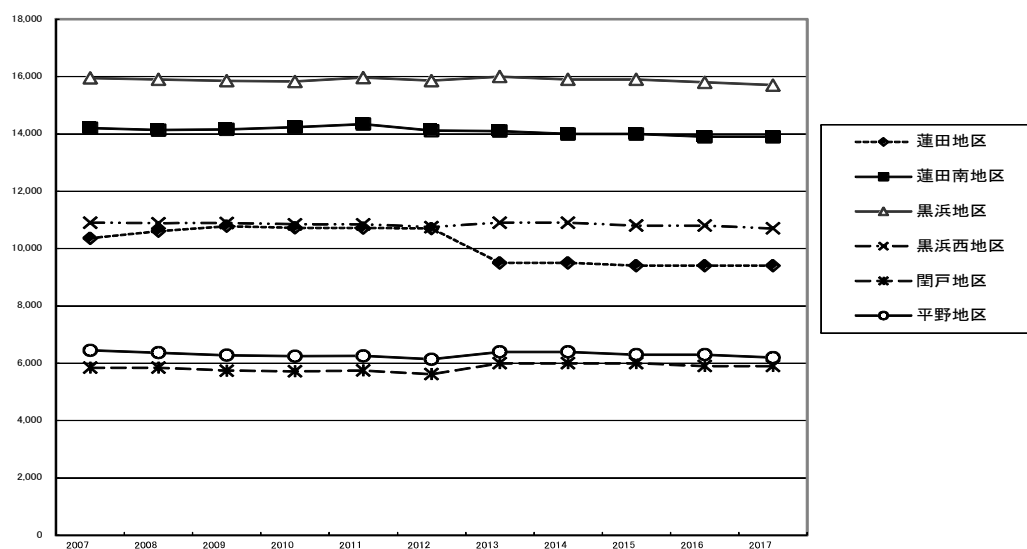
年齢区分別では年少人口（0～14歳）、労働人口（15～64歳）は人口、構成比率とも減少し、一方で老年人口（65歳以上）は人口、構成比率とも大幅な増加が見込まれ、急激な高齢化率の高まり、人口構造の変化が予想されます。

●年齢区分別人口推計



地区別人口では、すでに減少傾向にあり今後も減少が続く地区や、現在横ばい状態から将来減少に転じる地区がありますが、いずれの地区についても将来的には減少傾向になることが予想されます。

●地区別人口推計



人口推計の方法

過去の動向に基づく実勢的な推移に配慮し、近年の人口の動向により推計しています。推計は基本的にコーホート変化率法により行い、平成9年から平成17年の1月1日時点の住民基本台帳に基づく各年齢別・男女別・地区別のデータを使用し、目標年次まで積み上げて推計しています。

コーホート変化率法とは、年齢別人口推計を行う際に採用される一般的な手法です。性別5歳階級別人口について過去における実績人口の動向から「変化率」を求め、将来人口を推計します。

(2) 開発人口

人口の想定は、「(1) 推計人口」において統計的な手法により将来人口を推計した上で、今後展開される又は展開されている都市づくりの過程の中で見込まれる開発整備に伴う「開発人口」を上乗せする形で想定しています。

●人口フレームの想定

	2007年	2012年	2017年
推計人口	63,707	63,176	61,800
開発人口			2,000
合計値	63,707	63,176	63,800

開発人口算定根拠

事業完了した山ノ内地区、馬込下蓮田地区及び事業推進中の黒浜地区における土地地区画整理事業による人口増加を見込んでいます。

馬込下蓮田地区及び黒浜地区については、土地地区画整理事業の計画人口を基に算定しています。また、山ノ内地区については、土地地区画整理事業における住宅地の人口密度として、1ヘクタール当たり70人程度と仮定し、今後、見込まれる人口増加を算定しています。

その他、国道122号バイパスや都市計画道路、西口再開発事業などの都市基盤整備や、土地利用における産業の集積を図ることによる雇用の増大などの社会増を見込んでいます。

(3) 将来人口

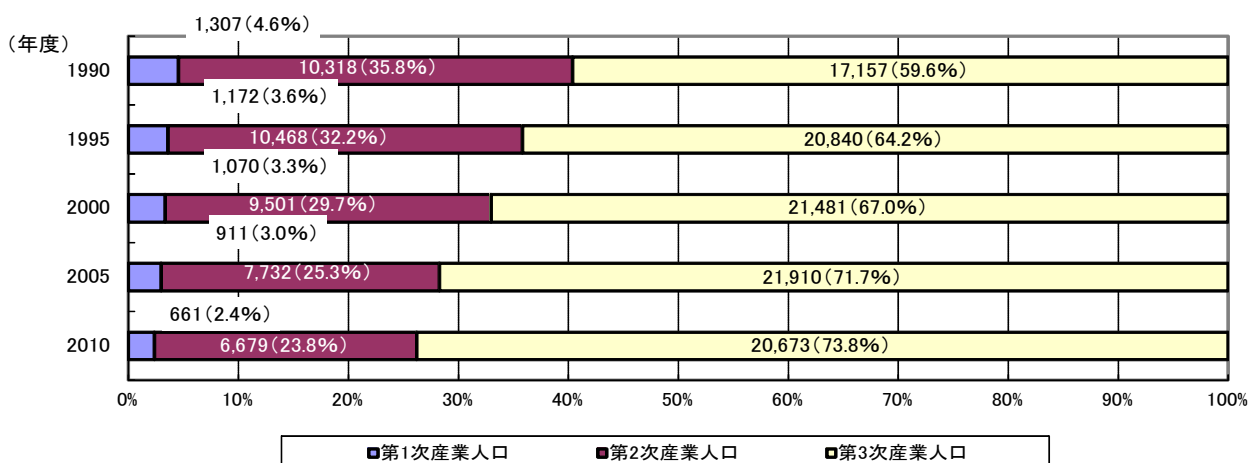
(1) 推計人口、(2) 開発人口から、基本構想の目標年次である平成29年(2017)において約6万4千人程度の人口規模と想定します。

イ 産業・経済

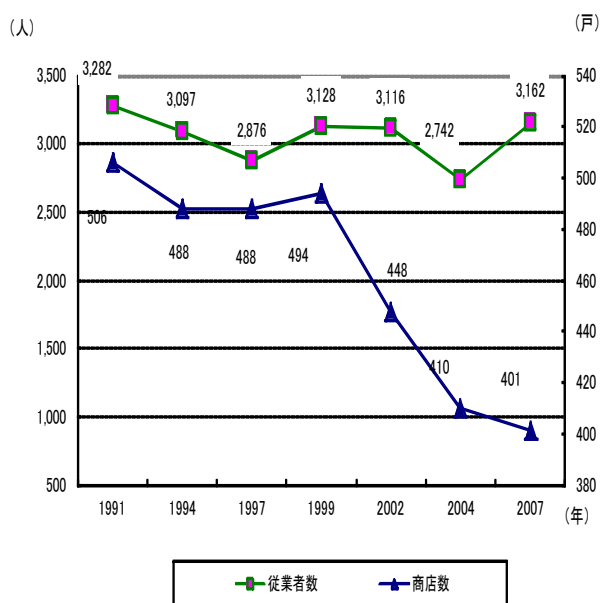
バブル経済崩壊後、かつてのような成長経済は終焉し、これに引き続く低成長経済への移行が進みつつあります。

蓮田市の事業所数及び従業者数ともに減少しています。また、産業別就業者人口割合の平成2年(1990)と平成22年(2010)を比較すると第1次産業人口比率は4.6%から2.4%と小さくなっています。これと比較し、第3次産業人口は59.6%から73.8%と大きくなっています。市内の事業所数・商店数は減少傾向にあり、蓮田市の特性を生かした産業の振興や中心市街地の活性化などについて、取り組んでいく必要があります。

●産業別就業者人口割合の推移

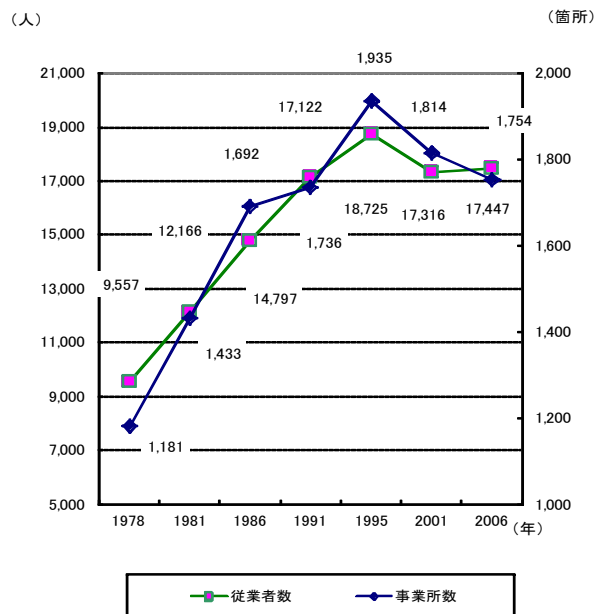


●従業者数・商店数の推移



(商業統計調査)

●年度別従業者数及び事業所数の推移



(事業所・企業統計調査)

第2部 基本構想

第1章 市の将来像

蓮田市は、平成8年度以来、第3次総合振興計画に基づき市政を行ってきました。そこで掲げられた将来都市像は「四季かおる ふれあいと文化のまち」でした。この将来像には、第4次総合振興計画においても、蓮田市の市民みんなが継承・発展させていくのにふさわしい地域イメージが込められています。そこで、時代と社会の変化を踏まえて、あらためて市民みんなが目指すべき将来像を、

「四季かおる ふれあいと文化を創るまち・蓮田」

とします。その主旨は以下のとおりです。

- 蓮田市は、昭和40年代から人口の集中により、急激な都市化が進みました。その大きな要因は都心への利便性のよさでした。その結果、現在、人口のうち給与所得者が多数を占める生活都市となっていますが、地域内のさまざまな産業・事業の展開もまた、重要な都市発展の基盤となっています。蓮田駅東西口の整備が進み、東北自動車道上り線の新サービスエリア計画が具現化されつつあるなか、次代を担う子どもたちを育み、災害に強いまちづくりを推進し、市民みんなが、安心・安全に、健やかに暮らしつつけていくことができるまちを創っていくことが基本だと考えます。
- 急激な都市化が進む中であっても、市内各地には元荒川、黒浜沼や山ノ神沼をはじめ豊かな水と緑が残されており、市民にとって憩いと潤いのある暮らしの基盤になっています。この豊かで魅力に満ちた自然環境をかけがえのない財産として、次代へしっかりとつないでいく意思と願いを「四季かおる」に込めました。
- 市民みんなが力を合わせて、四季をかおらせるまちを創っていくことにより、蓮田は、自然との共生をまちの姿として具体化する、いわゆる田園都市としてのよさと魅力も高めていくことができると考えます。
- 「ふれあい」には、配慮とぬくもりのある人と人との関係を大事にしてきた蓮田市民の誇りと、これからの地域づくりへの心意気を託しています。それは世代をむすび老若男女が協働*して多様な活動を行っていくうえでの基礎になります。少子高齢化が進行する中で、市民と市民、市民と行政、市民と自然、市民と文化など、さまざまなふれあいを大切に、「ほのぼの蓮田」のイメージがより一層想起できるようなまちにしていくことが願いです。
- 関山貝塚・黒浜貝塚や閨戸の式三番など有形無形の文化遺産を大切に守るとともに、市にふさわしい文化拠点施設を整備し、市民の手による文化活動を活発にすることにより、文化発信のまち・蓮田を創っていきたいと思います。文化は心と技が結びついたものともいえますから、蓮田の農産物から祭りやイベントを経て多種多様な市民活動にいたるまで、さまざまな形の地域文化が受け継がれ、創造されていくことが期待されます。「文化を創る」としましたのは、こうした市民みんなの積極的な取り組みを強調したかったからです。「蓮田らしさ」・「蓮田ブランド」を全国へ、世界へ発信していこうという意気込みです。

第2章 まちづくりの基本理念

将来像を実現するためには、基本的な理念が必要です。すべての政策の基礎とすべき4つの基本理念を次のとおり掲げます。

1 健康で暮らせるまち

健康は市民みんなの願いであり、市民の健康を確保するために身体的、精神的、社会的健康水準を高める必要があります。市民だれもが、その人らしく健やかにいきいきと暮らしやすいまちをつくりまします。

2 協働のまち

地域を力強く発展させていくためには、市民と市民、市民と行政とが、自己決定・自己責任の原則の下に、新たな対等・協力（協働）の関係を築いていくことが必要です。これにより、それぞれの持ち味と力を発揮していくことのできるまちをつくりまします。

3 学びと潤いのまち

市民みんなが楽しく学び、レクリエーションやスポーツ・芸術活動に親しむことが、潤いのある生活をおくるうえで大切です。そのためにさまざまな世代の人が、生涯を心豊かに過ごすことができるまちをつくりまします。

4 都市活動がいきづく活力あるまち

地域の活力を高め、雇用の創出を図るため、新たな産業の誘導を促進するとともに、地域の産業の活発な展開が図られ、そこに働く人々が将来に希望を持って意欲的に働ける自立したまちをつくりまします。

用語解説

協働

異なる組織が共通の目的を達成するために、それぞれの能力を生かし、対等の立場で協力することです。

第3章 土地利用構想

蓮田市の土地利用としては、全体をいくつかのゾーンに分け、それぞれの地区の特性に応じた土地利用を誘導し、将来像を目指していきます。また、社会情勢などの変化に対し、柔軟に対応していくこととします。

道路等については、都市計画マスタープラン等を踏まえ、将来の交通需要に対応した道路交通ネットワーク及び整備プログラムを策定し、計画的に整備を進めます。

土地利用の基本方針

●住居系ゾーン

《住宅地ゾーン》

蓮田駅周辺に広がる既成市街地では、主要幹線道路や公共下水道の整備が進められています。引き続き、都市基盤整備に努めていきます。また、中高層住宅や商業・業務施設を含め、立地条件を活かしながら利便性の高い都市型住宅地の形成を誘導していきます。

土地区画整理事業や宅地開発事業などにより形成された市街地においては、地区計画*などを活用するなどし、低層戸建住宅地としての良好な居住環境の保全・向上に努めていきます。

《緑住ゾーン》

緑住ゾーンは農村集落、住宅団地、田畑及び山林などが混在している地区になります。将来の土地利用の方向を都市的土地利用も考慮しながら検討していきます。樹林地などの緑豊かな環境と居住環境の調和を図ります。

●商業系ゾーン

《中心商業地ゾーン》

駅利用の利便性を向上させながら都市機能を集積させ、にぎわいのある中心商業地の形成や都市型住宅を誘導するとともに、市街地再開発事業や街路事業、地区計画などにより、駅前にはふさわしい土地利用を図ります。

《沿道サービスゾーン》

国道 122 号バイパスの一部及び主要地方道さいたま栗橋線の沿道において、沿道周辺の住宅地の環境に配慮しつつ、車社会に対応した利便性の高い沿道型商業サービス機能の充実を図ります。

●工業・流通業務系ゾーン

工業・流通業務系ゾーンについては、工場、流通業務施設の集積を図るとともに、施設地内の緑化などを推進し、周辺地域の環境や景観との調和に配慮するよう誘導していきます。

蓮田サービスエリア周辺については、スマート IC*整備の検討と併せて、新たな土地利用の可能性やまちづくりについて検討していきます。

●産業集積ゾーン

産業集積ゾーンについては、圏央道の開通による地理的優位性を生かし産業の振興や雇用の創出を目指し、地域の活性化を図るため、新たな産業の集積を検討していきます。

●農業系ゾーン

農業系ゾーンでは、循環型社会構築等に寄与する農業の振興と農地が持っている特性などに配慮し、緑豊かな自然環境資源として優良農地の保全を図ります。また、既存の集落地の形態を活かした、ゆとりのある田園住宅地の形成を誘導します。

●公園・緑地・レクリエーションゾーン

都市化が進むなかで、蓮田市には黒浜沼、山ノ神沼、元荒川、見沼代用水など貴重な水辺空間が残されています。こうした貴重な環境資源を利活用して、人々が自然にふれあえる空間の整備・保全を図ります。特に、黒浜沼や山ノ神沼については、その周辺も含めて公園整備の検討も行っていきます。

また、総合市民体育館（パルシー）周辺において、文化・レクリエーション機能の充実を図ります。

●新蓮田サービスエリア周辺ゾーン

東北自動車道上り線へのサービスエリアの新設とスマートICの整備を予定している川島地区については、その立地条件を活かした土地利用を図ります。

用語解説

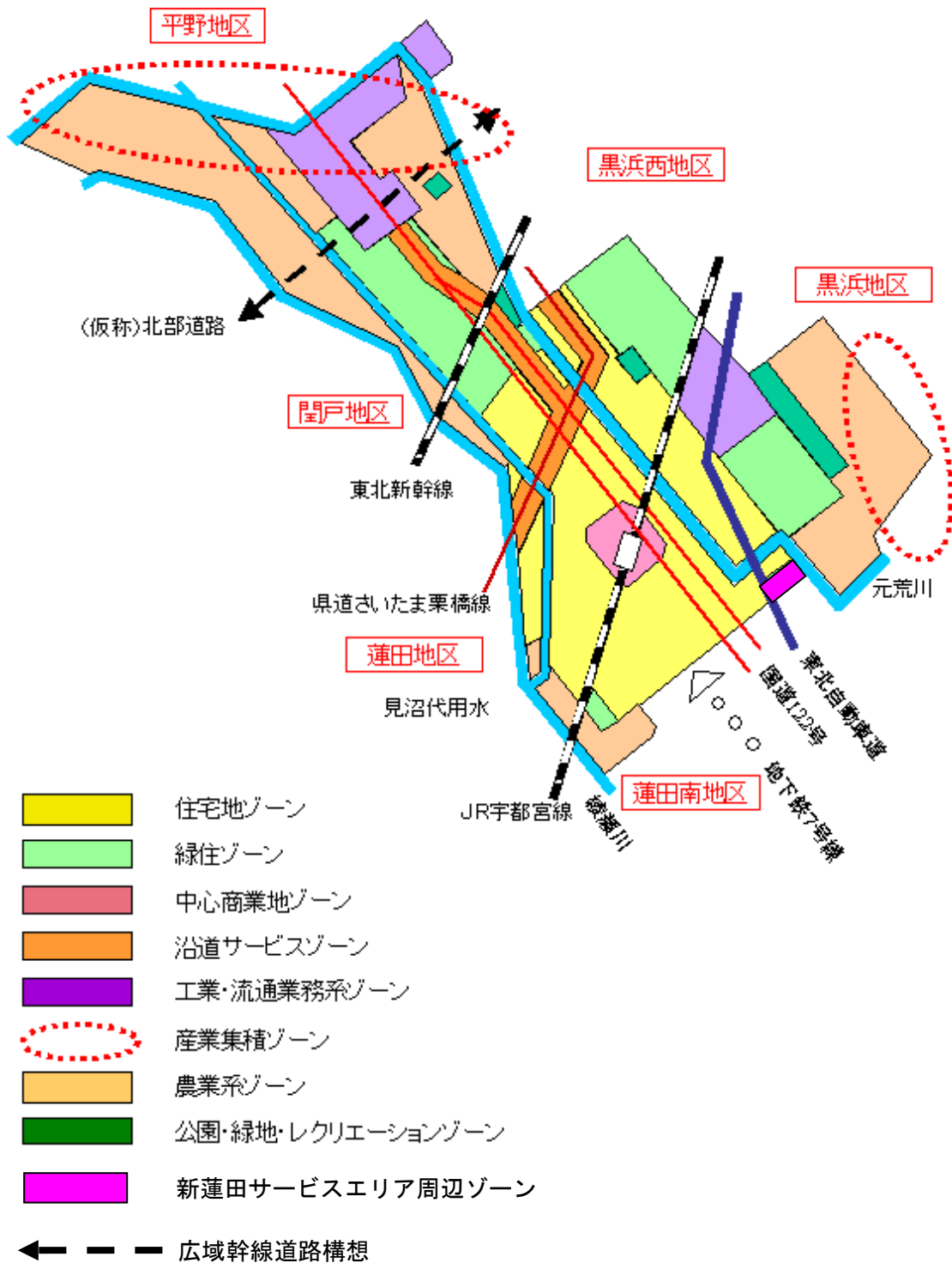
地区計画

都市計画法に定められた都市計画の種類の一つで、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画です。

スマートIC

スマートICとは、高速道路のサービスエリアやパーキングエリアなどにETC専用のゲートを設置し、一般道（県道・市道等）に接続するインターチェンジのことです。スマートICは、設置費用や管理費用が通常のインターチェンジよりも大幅に削減できます。

◎土地利用の基本方針図



第4章 基本政策

基本政策は、地域や行政の目標を実現するためのものです。6つの基本政策を設定し、施策の展開として23の項目を掲げました。

基本施策体系

●基本政策

I 市民みんなで
まちをつくる

II 水と緑の豊かな
まちをつくる

III 安心安全で
快適な
まちをつくる

IV 学ぶ楽しさと
豊かな文化を育む
まちをつくる

V 心と体の健康と
安心を支える
まちをつくる

VI 産業の活力を
引き出し高める
まちをつくる

●施策

1. 地域コミュニティを高める
2. NPO・市民活動をより活性化させる
3. 市民みんなで課題に取り組む
4. 高度な情報化を進める

1. 自然環境を守り育てる
2. 地球にやさしいまちをつくる
3. 調和のとれた土地利用を推進する

1. 災害や危機に強いまちをつくる
2. 暮らしの安全を守る
3. 魅力ある都市空間を整備する
4. ゆとりある住環境を創出する
5. 快適で清潔な生活を支える

1. 次世代を担う子どもを育てる
2. 生涯を通して生きる力を育む
3. 生涯スポーツを推進する
4. 地域に根ざした文化を継承し創造する

1. 人と人々が支え合って健康に暮らせる地域をつくる
2. だれもが安心して暮らせるまちをつくる
3. 高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくる
4. 子育てにやさしいまちをつくる
5. 人権尊重社会を実現する

1. 産業を振興し支援する
2. 消費者教育の推進・働きやすい環境を整備する

市民みんなでまちをつくる

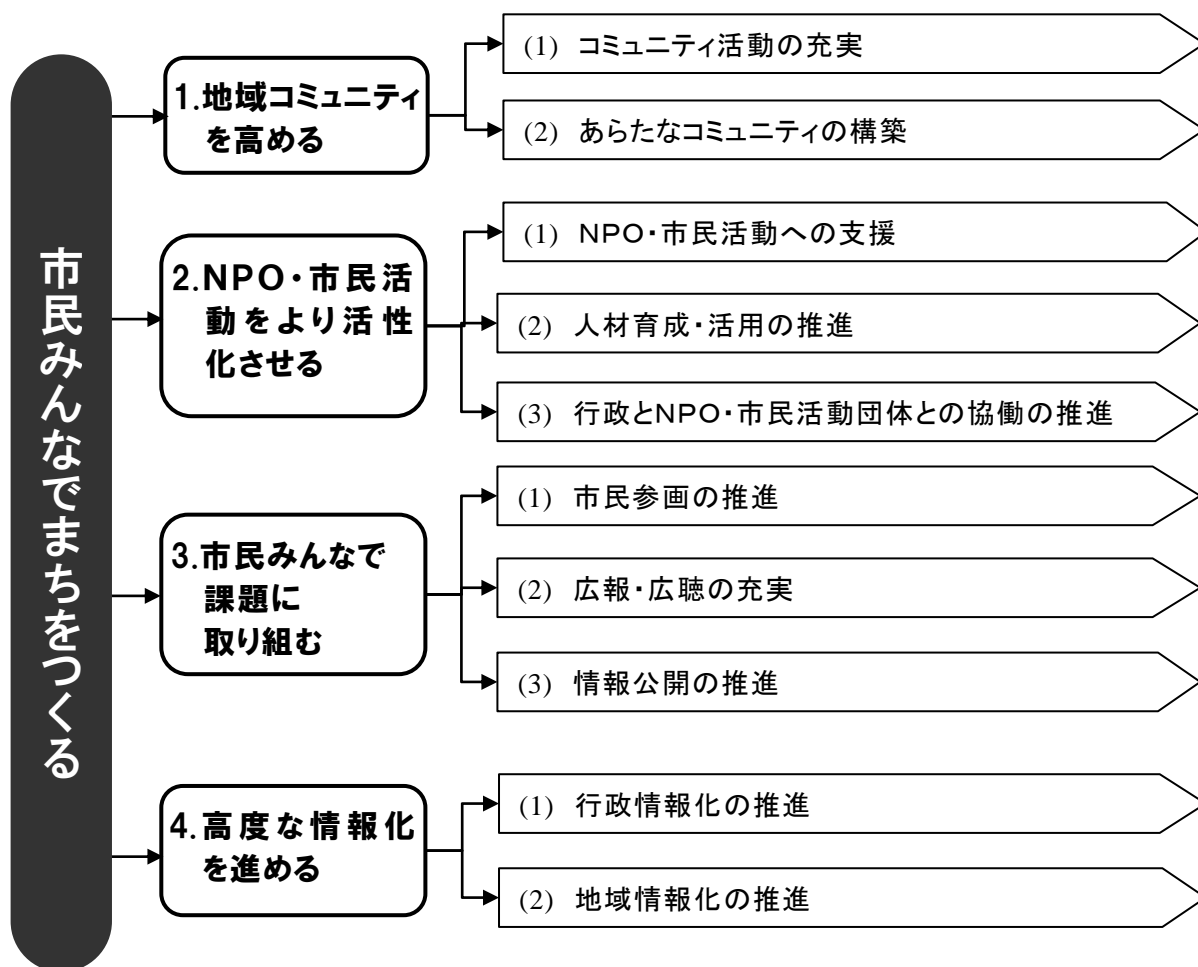
地方分権が進展する中で、市民の視点に立った行政運営を実施する上で、市民・地域・企業・行政との協働がますます重要になるものと考えられます。

市民との協働を推進するために、NPO・市民活動のさらなる活性化の支援、地域コミュニティ活動の充実を図る必要があります。また、市民と行政とのパートナーシップをさらに推進するために、市民に開かれた市民参画を促進する施策の充実を図っていきます。

●主な課題●

- ・ 地方分権の進展に伴い、地域が主体性を発揮するしくみづくり。
- ・ 本格的な少子高齢化時代の到来に伴う地域コミュニティの再構築。
- ・ いわゆる「団塊の世代」の地域参画。
- ・ 高度情報化への対応。

●施策の体系●



1. 地域コミュニティを高める

都市化の進展や核家族化の進行等により、地域社会におけるコミュニティが希薄化する現状を踏まえ、市民の連帯感や自主性を高め、まちづくりに主体的に参加できる地域コミュニティ活動への支援策を推進します。

《施策の展開》

(1) コミュニティ活動の充実

地域社会の活力を高め、市民が主体的に活動できるよう、地域コミュニティ施策の推進によりコミュニティ活動を充実させます。

- コミュニティ施設の充実
- コミュニティ推進団体への支援
- 地域コミュニティ施策の推進
- 多様な集いの拠点をはぐくむ

(主要事業・主な取組み)

- ・自治会活動への支援事業（前・後期）

地域活動の活性化を図るため、地域コミュニティの核であり、地域社会の担い手である自治会に対して活動支援を継続していきます。

- ・コミュニティ活動への支援事業（前・後期）

世代を超えた全ての住民、市民活動団体、NPO、企業、行政等との連携協調と協働により、地域で共に支え合う共助社会づくりと心のふれあう豊かな住み良いコミュニティづくりを目指します。そのために実施するコミュニティづくりの普及活動、心のふれあいを深める活動、健やかな心身を育てる活動、住みよいふるさとをつくる活動等、コミュニティづくりの推進に必要な活動の支援を行っていきます。

(2) あらたなコミュニティの構築

地域社会の活性化を図るために、企業・市民などの地域資源を有効に活用し、教育機関との連携を進め、あらたなコミュニティの構築を図ります。

- 企業、市民等の地域資源の活用
- 大学等の教育機関との連携
- コミュニティビジネス*の推進

(主要事業・主な取組み)

- ・(仮称) 市政サポーター制度の導入検討(前期)

市民と行政のパートナーシップの強化を図るため、行政の役割の一部を担う(仮称)市政サポーター制度のあり方を検討します。

用語解説

コミュニティビジネス

地域住民が主体となって、行政や民間企業の従来のサービスだけでは解決できない地域の課題や問題を解決する事業のことです。

2. NPO・市民活動をより活性化させる

行政に対する市民ニーズが多様化し、効率的な行政運営を実施するには、行政だけではなく、NPO・市民活動団体の主体的な活動が必要不可欠といえます。NPO・市民活動団体の社会貢献活動により、地域社会を活性化し、行政が実施する公益活動の担い手として成長するために、NPO・市民活動へのさらなる支援を積極的に推進します。

《施策の展開》

(1) NPO・市民活動への支援

NPO・市民活動への理解を深め、その活動を活性化させるために、活動拠点の充実やNPO・市民活動団体に関する情報提供の充実などの施策を支援します。

- NPO・市民活動拠点の充実
- NPO・市民活動情報提供の充実
- NPO・市民活動支援制度の整備

(主要事業・主な取組み)

- ・ NPO・市民活動支援事業（前・後期）

地域社会を再び活性化させ、行政が実施していた公益活動の担い手として自立するために、NPO・市民活動団体へのさらなる支援策の強化に取り組みます。具体的には、1. NPO市民活動団体の交流拠点づくり、2. NPO・市民活動団体に関する情報の積極的な提供（ホームページ市民情報局はすだの管理運営）、3. 人材育成、団塊の世代の活用を推進するための各種講座の開催、4. NPO・市民活動団体相互のネットワーク化などを推進します。

(2) 人材育成・活用の推進

NPO・市民活動への参加を促進させるために、各種研修・講座の充実、シニア世代の人材活用などの環境整備を推進します。

- 研修、講座等の充実
- シニア世代の人材活用

(主要事業・主な取組み)

- ・ NPO・市民活動支援事業（前・後期）【再掲】

地域社会を再び活性化させ、行政が実施していた公益活動の担い手として自立するために、NPO・市民活動団体へのさらなる支援策の強化に取り組みます。具体的には、1. NPO市民活動団体の交流拠点づくり、2. NPO・市民活動団体に関する情報の積極的な提供（ホームページ市民情報局はすだの管理運営）、3. 人材育成、団塊の世代の活用を推進するための各種講座の開催、4. NPO・市民活動団体相互のネットワーク化などを推進します。

(3) 行政とNPO・市民活動団体との協働の推進

多様化する市民ニーズに対応するために、公益活動の担い手となるNPO・市民活動団体との協働事業を推進します。

● NPO・市民活動団体との協働事業の充実

(主要事業・主な取組み)

・市民協働推進事業（前・後期）

公益活動を担う各種市民活動団体への支援や協働を継続するとともに、まちづくりの基本理念に沿って、NPO・市民活動団体との協働事業の充実を図ります。

・（仮称）市政サポーター制度の導入検討（前期）【再掲】

市民と行政のパートナーシップの強化を図るため、行政の役割の一部を担う（仮称）市政サポーター制度のあり方を検討します。

3. 市民みんなで課題に取り組む

市民の価値観の変化と市民ニーズの多様化に的確に対応し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成するため、分権時代にふさわしいあらたな自治のしくみづくりと市民と行政による協働のまちづくりを推進します。市民参画による地域主体のまちづくりを進めるため、地域の課題を発見し、市民みんなで課題に取り組んでいきます。

〈施策の展開〉

(1) 市民参画の推進

各審議会委員等への市民公募や各種団体との協働事業などを行い、政策形成・実施過程における市民参画を推進します。

● 政策形成・実施過程に市民が参画するしくみづくり

(主要事業・主な取り組み)

・まちづくり基本条例の制定（前・後期）

地域課題への対応や、地域のまちづくりについての基本ルールを定めた、自治体の憲法といえるまちづくり基本条例（自治基本条例）を制定するため、庁内組織を設け検討を行うとともに、公募市民や学識経験者等を構成員とした審議会等を設置し、市民とともに内容等についての検討を行い、条例を制定します。

・パブリックコメント制度の充実（前・後期）

市の基本的な施策に関する計画や条例の策定にあたっては、蓮田市パブリックコメント制度に関する要綱に基づき、広く意見を求めていきます。

(2) 広報・広聴の充実

市民に市政の情報を積極的に提供するとともに、市民意識調査の実施や市民の声を聴く場の充実など、市民の声を受け止めるしくみを充実させます。

- 市民の知りたい情報を迅速に周知するしくみづくり
- 市民の声を広く受け止め地域課題を抽出するしくみづくり

(主要事業・主な取組み)

- ・ 市民意識調査の実施（前・後期）

市民がどのようなことを考え、何を望んでいるのかを把握するために継続的に調査を実施します。市民意識の流れをつかむためにも3年に1度の実施を目標とし、進めていきます。

(3) 情報公開の推進

個人情報保護に十分配慮し、情報公開制度*の適切な運用を推進します。

- セキュリティを高め個人情報を守る体制整備
- 市民と情報を共有する体制づくり

(主要事業・主な取組み)

- ・ 情報公開制度の充実（前・後期）

市が保有する公文書等については蓮田市情報公開条例に基づき積極的に提供を行っております。今後、時代の変化に対応すべくこの制度を充実させ、さらに市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進します。

用語解説

情報公開制度

市が持っている情報(公文書)を住民からの請求により開示する制度です。行政がより一層開かれたものとなり、住民と行政との信頼関係が強化され、公正な行政の運営が図られることを目指しています。

なお、平成9年10月1日以後に作成または取得した情報を住民等の請求権のあるかたが請求することを「請求」といい、それ以前の情報を請求することや、請求権のないかたが請求することを「申出」といいます。

4. 高度な情報化を進める

情報化による効果的な行政サービスの提供や情報共有のしくみづくりや、市民参加のしくみづくりを進めます。

〈施策の展開〉

(1) 行政情報化の推進

電子化にとどまらず、さまざまな情報媒体の可能性に目を配り、それぞれの長所を活かしながら市民との情報共有・市民参加を支える環境を整備します。

- 申請の電子化推進など利便性を実感できる電子行政サービスの充実
- セキュリティ対策の強化など安全・安心で効率的な情報環境の確保
- 多様な情報ネットワークの推進

(主要事業・主な取組み)

・ 電子申請の共同利用 (前・後期)

電子サービスを提供する環境整備は、情報技術の進歩に伴い、いかにワンストップ・ノンストップサービスを提供できるか常に見直ししながら、推進していく必要があります。埼玉県市町村電子申請共同システム、簡易申請等、今後も様々な業務について共同利用、単独利用の両面から検討していきます。

・ 総合行政システムの整備推進 (前・後期)

情報システムは技術の進歩に伴い、セキュリティ対策を講じながら、常に最新の情報に基づき、費用対効果を勘案し効率的・効果的に整備していく必要があります。

総合行政システムについてもこの方針に基づき、機器の更新時期等をとらえ、計画的に整備を行っていきます。

・ 駅西口行政サービスセンターの開設 (前・後期)

西口再開発事業にあわせ駅西口連絡所の移転を検討し、業務内容についてはさらなる行政サービスの向上を目指していきます。

(2) 地域情報化の推進

電子自治体を推進し、誰もが参加しやすい地域における情報ネットワークを構築します。

● 情報技術ネットワークを活用した参加と協働のしくみづくり

(主要事業・主な取組み)

・ 公共施設予約管理システム導入事業（前期）

市民ニーズに対応し、現在所管窓口のみの対応である公共施設の貸し出し業務について、インターネットを利用し施設の空き状況の確認や予約の申込みができるシステムを構築します。

・ 公式ホームページの充実（前・後期）

市民（利用者）の視点に立ち、より一層利用しやすいものへ更新し、充実を図るとともに、市民（利用者）に対して、わかりやすい情報発信に努めます。

水と緑の豊かなまちをつくる

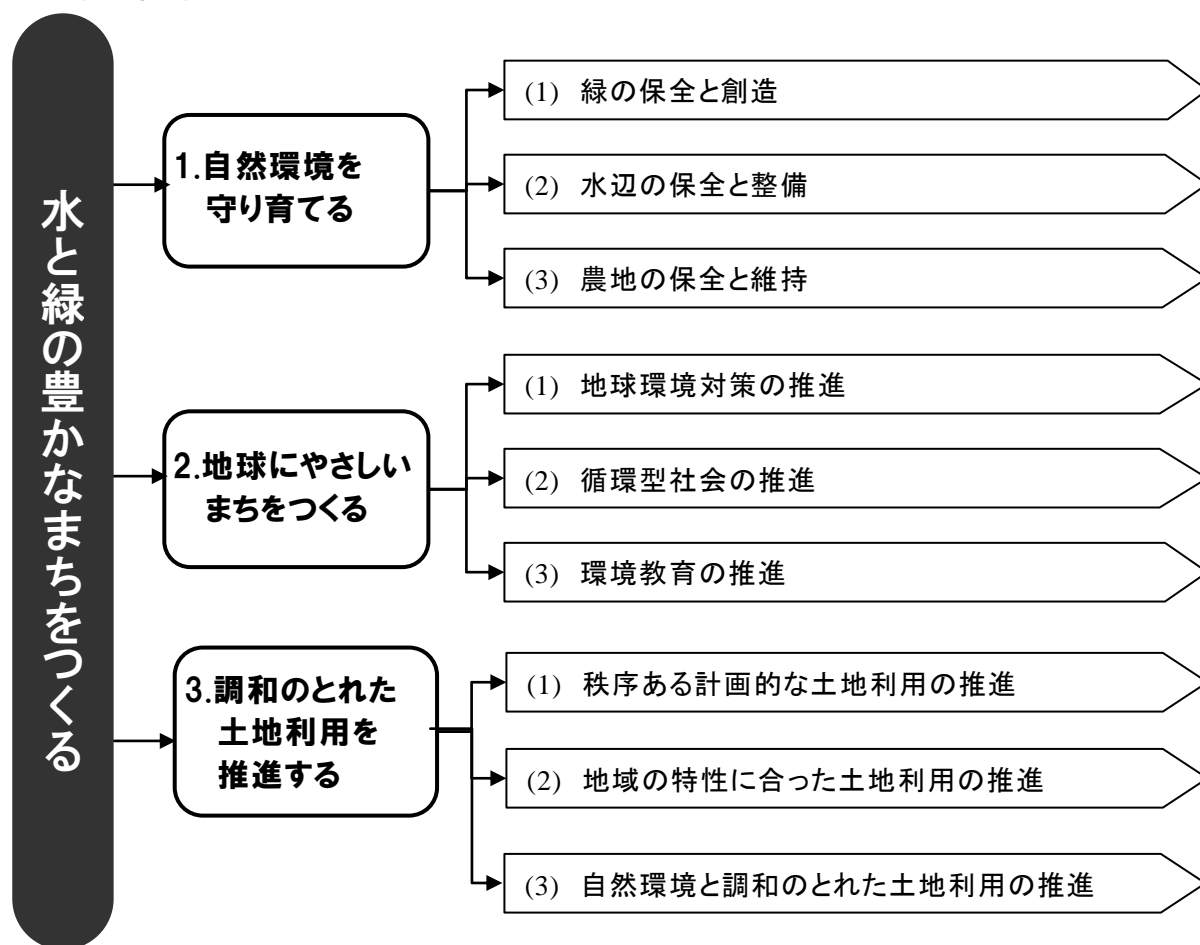
恵まれた水と緑を後世に引き継ぐために、守り育てていきます。また、地球規模の環境問題が深刻化する中で、現在の社会構造、生活様式を見直し、市民・事業者・行政の3者の協働による循環型社会*を構築していきます。

さらに、豊かな自然と調和したまちづくりを進めるために、地域特性を生かした地域指定の見直しや、計画的な土地利用施策を推進します。

●主な課題●

- ・ 環境への配慮と都市の活動が共存する持続可能な循環型社会の構築。
- ・ 豊かな自然の保全と地域特性に応じた計画的な土地利用。

●施策の体系●



1. 自然環境を守り育てる

蓮田市は豊かな水と緑に恵まれ、自然と共生して発展してきました。しかし、人口の増加や土地利用の変化などにより、身近な自然は失われつつあります。生活に潤いと安らぎを与える自然環境の保全と創造を図り、将来の世代に良好な環境を残せるように努めます。

《施策の展開》

(1) 緑の保全と創造

かけがえのない財産である良好な自然環境を次世代に残すため、緑の保全と創造に取り組みます。

- 樹林の保全と創造
- まちの緑化の推進

(主要事業・主な取組み)

- ・ 日野手緑地保全創造事業（前期）

黒浜日野手地区は、比較的まとまった樹林が残されており、良好な都市景観の形成や自然と共生する都市景観の形成などに重要な役割を果たしています。周辺には、黒浜公園と黒浜沼の2つの大きな緑地とこれをつなぐ山林などの風致資源があり、宅地化が進む地域にあって、良好な風致の醸成を図っていくことが可能な要件を有していることなどから、現国有地である当該地を取得し、日野手緑地として保全創造を図ります。

用語解説

循環型社会

環境への負担を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、またそれを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のことをいいます。

(2) 水辺の保全と整備

水辺環境の保全や水質の改善を図ることで、潤いのある水辺空間の形成を図ります。

- 水辺の自然環境の保全
- 生活排水の適切な処理による水質の改善
- 自然とのふれあいの創出

(主要事業・主な取組み)

- ・ 山ノ神沼周辺県営地域用水環境整備事業（前期）

山ノ神沼は季節風による沼東側護岸の浸食防止事業にあわせ、環境に対する配慮から水辺環境の整備を行っております。今後は親水景観保全施設整備（多自然型護岸・浮島等）や、利用保全施設整備（遊歩道・水生植物帯・駐車場・休憩施設）の推進を図ります。

(3) 農地の保全と維持

農業を地域で支え、農地の多面的機能を活かし、その維持に努めます。

- 農地の確保と保全
- 耕作放棄地の解消

(主要事業・主な取組み)

- ・ 土地改良基盤整備事業の推進（前・後期）

農業経営の基盤の強化、農業後継者の育成のため土地改良事業により生産基盤整備を行うことで、優良農地の確保を図ります。

2. 地球にやさしいまちをつくる

持続可能な社会に向けて、ごみの減量化やリサイクルの推進など、循環型社会の構築を進めます。また、温暖化をはじめとする、地球規模の環境問題が顕在化してきていることから、市民・事業者・行政が環境に対する共通認識をもち、それぞれの役割を果たしながら互いに連携して環境の保全に取り組む地球にやさしいまちづくりを推進します。

《施策の展開》

(1) 地球環境対策の推進

地球温暖化*の防止に向け、省エネルギーに取り組むとともに、自然エネルギー*の活用推進を図ります。

- 地球温暖化防止に向けた取り組みの推進
- 自然エネルギーの活用推進

(主要事業・主な取組み)

- ・ 自然エネルギー活用システム設置費補助金交付事業（前・後期）

自然エネルギーの活用を支援することにより、環境保全意識の向上を図るため、住宅用の太陽光発電システムの設置を支援します。

(2) 循環型社会の推進

大量生産・大量消費・大量廃棄のあり方を見直し、循環型社会のしくみづくりの構築を推進します。

- ごみの3R*の推進
- 適切な廃棄物処理の推進
- ごみに対する問題意識の啓発運動
- 未利用バイオマス*エネルギーの利活用

(主要事業・主な取組み)

- ・ 資源リサイクル奨励金交付制度（前・後期）

資源の再利用化の促進並びにゴミの減量化等を目的として、市内の地域住民で組織する団体が実施する資源回収事業に対して、奨励金を交付します。

- ・ バイオマスタウン推進事業（前期）

バイオマス資源の利活用を総合的・継続的に推進するための具体化方策を検討し、啓蒙及び地権者の合意形成を図りながら、官民の協働により事業化を推進します。

(3) 環境教育の推進

一人ひとりが自らの暮らしのあり方を見つめ直し、自然と人間が共生するライフスタイルを取り戻すために、家庭や学校、地域社会における環境教育を推進します。

- 環境に対する意識の高揚
- 家庭や学校における環境教育の実施

(主要事業・主な取組み)

- ・ 環境教育・環境学習推進事業（前・後期）

環境教育・環境学習の必要性は国際的に唱えられており、わが国においても「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が平成16年10月に施行され、大きく広がりを見せております。蓮田市においても活動の拠点となる「蓮田市環境学習館」を平成17年2月に整備したことをきっかけに、これまでも市民や事業者、行政などの各主体によって、さまざまな環境教育・環境学習が行われ、成果が得られています。今後、さらに家庭、学校、地域、市民団体、行政などの主体が連携して、環境教育・環境学習を体系的・総合的に進め、効果的で広がりのあるものにしていきます。

用語解説

地球温暖化

二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスは、大気の温度を高める効果を持ち、これら的大気中濃度が増加して地球の気温が上昇する現象です。海面の上昇や気候の変化による、人類や生態系への悪影響が懸念されています。

自然エネルギー

風力・太陽光・バイオマスなど自然由来で、環境負荷が小さく、再生が可能なエネルギーのことです。

ごみの3R

Reduce(廃棄物の発生抑制)Reuse(再使用)Recycle(再資源化)のそれぞれの頭文字をとって3Rと呼びます。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方です。

バイオマス

エネルギーや原料に使うことができる動植物資源、及びそれらを起源とする廃棄物の総称のことです。

3. 調和のとれた土地利用を推進する

農地や樹林といった豊かな自然環境と人が共に生きる「水」と「緑」のまちを創造していくため、地域の特性に合わせて見直しを進めるとともに、豊かな自然と調和のとれた秩序ある土地利用を図ります。

《施策の展開》

(1) 秩序ある計画的な土地利用の推進

国道122号バイパスの開通や圏央道のインターチェンジの設置、蓮田スマートICのフルIC化*などにより、将来的に開発需要が高まることが予想される区域の開発に対し、蓮田市のみならず近隣市町と連携をとりながら、自然・営農環境との調和を図りつつ適正に誘導していきます。

- 自然環境に配慮した開発の規制・誘導
- 自然と調和した土地利用の推進

(主要事業・主な取組み)

- ・土地利用計画の見直し(前・後期)

道路交通網の整備や蓮田スマートICのフルIC化などを踏まえ、地域特性に応じた計画的な地域指定の見直しを進めるとともに、総合的な土地利用計画の見直しを行います。

用語解説

スマートICのフルIC化

平成24年2月に開通した「蓮田スマートIC」は、東京方面への乗り降り限定(東京方面への入口/東京方面からの出口)で、利用できる車種は普通車以下となっています。

スマートICのフルIC化とは、さらに宇都宮方面への乗り降り(宇都宮方面への入口/宇都宮方面からの出口)を追加し、利用できる方向を拡大すること等を指します。

(2) 地域の特性に合った土地利用の推進

交通ネットワークの整備やそれに伴う市街地の形成に合わせ、土地利用を見直していきます。地域の特性を考慮した良好な居住環境の維持・向上を図っていきます。

- 地域地区の見直し
- 地区計画等の活用

(主要事業・主な取組み)

- ・土地利用計画の見直し(前・後期)【再掲】

道路交通網の整備や蓮田スマートICのフルIC化などを踏まえ、地域特性に応じた計画的な地域指定の見直しを進めるとともに、総合的な土地利用計画の見直しを行います。

(3) 自然環境と調和のとれた土地利用の推進

元荒川、綾瀬川、見沼代用水、山ノ神沼、黒浜沼などの良好な水辺環境や農用地、平地林等は、自然環境及び景観形成上その保全を図るとともに、まちづくりに積極的に活用していきます。集团的優良農地については、将来にわたってその保全を図っていきます。

- 自然環境の保全及びその多目的有効利用の促進
- 田園環境の保全

(主要事業・主な取組み)

- ・日野手緑地保全創造事業(前期)【再掲】

黒浜日野手地区は、比較的まとまった樹林が残されており、良好な都市景観の形成や自然と共生する都市景観の形成などに重要な役割を果たしています。周辺には、黒浜公園と黒浜沼の2つの大きな緑地とこれをつなぐ山林などの風致資源があり、宅地化が進む地域にあって、良好な風致の醸成を図っていくことが可能な要件を有していることなどから、現国有地である当該地を取得し、日野手緑地として保全創造を図ります。

安心安全で快適なまちをつくる

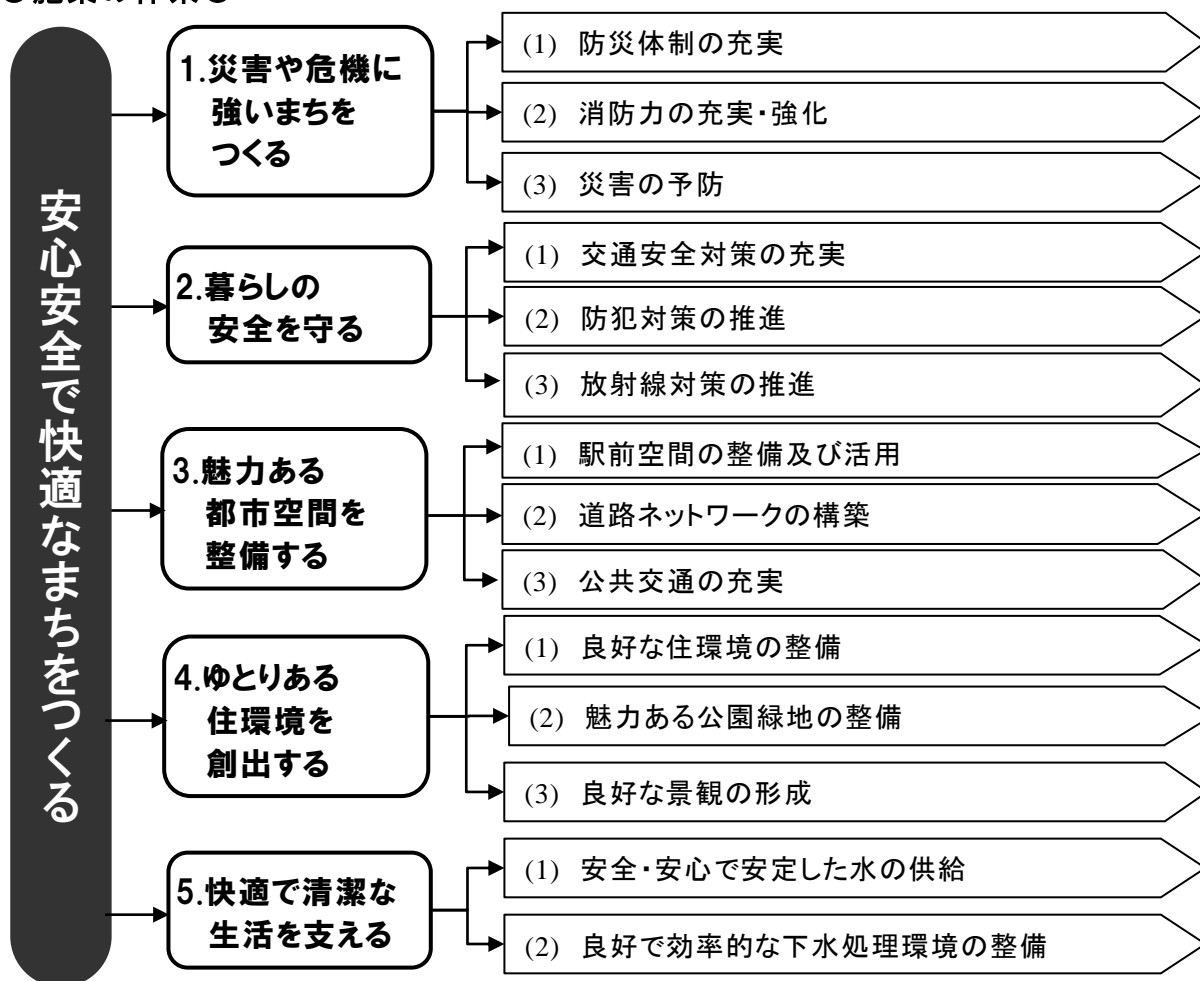
市民のかけがえのない生命・財産を守るため、災害や危機への対策、交通安全、防犯に取り組み、市民が安心して暮らせる安心安全なまちづくりを推進します。

また、暮らしやすく快適な住環境の創出に向けて、都市機能の向上を図り、良好な景観形成の構築、生活道路の整備推進などを図っていきます。

●主な課題●

- ・ 地域ぐるみの防災体制の充実。
- ・ 地域ぐるみで治安確保に向けたシステムづくり。
- ・ 蓮田駅周辺の駅前空間の整備。
- ・ 幹線道路・生活道路の整備。
- ・ 効率的な下水処理環境の整備と計画的な維持管理。

●施策の体系●



1. 災害や危機に強いまちをつくる

かけがえのない生命・財産を守るため、市と消防が連携を密にして災害や危機への対策に取り組み、安心安全なまちづくりを推進します。

《施策の展開》

(1) 防災体制の充実

大規模災害を想定した災害に強いまちづくりを行うため、防災環境の整備を図り、地域の諸団体やネットワークの力を活かしながら、防災体制の充実を図ります。

- 防災資機材・施設等の整備
- 避難体制の充実
- 自主防災組織*等の育成
- 応急対策活動計画の整備
- 災害時における自治体、民間事業者・団体との相互応援体制の充実
- 遠隔地の自治体との災害時相互応援体制の充実と日頃の交流

(主要事業・主な取り組み)

・ 防災備蓄倉庫の整備と資機材の整備（前・後期）

災害時要援護者対策として、高齢者、障がい者、乳幼児を考慮した食料品の備蓄や避難所におけるプライバシー保護のための資機材の整備が必要であり、蓮田市地域防災計画に定める防災備蓄品を計画的に整備していきます。また、避難場所である小中学校に計画的に防災備蓄倉庫を整備します。

・ 自主防災組織の育成（前・後期）

大規模災害時の行政の体制を考えると自助、共助は欠かせないことから、自主防災組織を育成し、災害時救援、救護体制の支援をさらに推進します。

・ 地域防災計画の改定と各種マニュアルの整備（後期）

東日本大震災のような大規模災害に備え、国や県の被害想定をもとに蓮田市地域防災計画を改定し、計画に基づく各種マニュアルの整備を図ります。

・ 情報伝達体制の整備（前・後期）

災害時には正確な情報を迅速に提供することが特に重要であり、災害時の緊急情報や平常時の行政情報などを提供する防災行政無線について、高機能かつ利便性の高いデジタル方式へ移行します。このほか、緊急地域特定メールの配信サービスを導入し、きめ細やかな情報伝達体制を整備します。

・公共建築物等の耐震補強整備事業（前・後期）

東日本大震災を踏まえ、新耐震基準の施行（昭和56年）以前に建築された公共建築物の耐震化をさらに推進します。また、新耐震基準の施行以前に建築された民間住宅についても危険性が高いことから、耐震診断・耐震改修の促進を支援します。

・小・中学校施設耐震補強等整備事業（前・後期）

児童・生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、耐震補強工事を中心に学校施設等の整備を行います。具体的には、小・中学校校舎等及び体育館の耐震補強工事、小・中学校給食棟改築工事、小・中学校の施設の改修などを計画的に実施します。

用語解説

自主防災組織

日頃から隣近所との交流を深め、地域の皆さんが相互に手を取り合って地域の安全を守る組織です。

(2) 消防力*の充実・強化

人命救助、災害防止活動の要となる常備消防と非常備消防などの充実・強化を図ります。

- 救急体制の強化
- 消防施設・資機材等の整備
- 消防団の活性化
- 他消防機関との相互応援体制の確立
- 広域消防の検討

(主要事業・主な取組み)

・ 消防施設・資機材等整備事業（前・後期）

災害や危機に強い安心安全なまちづくりを目指し、各種災害に備えるため、消防本署・南分署、訓練塔及び消防団詰所等の消防施設の整備を進めます。また、消防車両更新計画に基づき、消防ポンプ自動車等の更新や、防火水槽などの消防水利施設の整備、消防救急無線のデジタル化及び通信指令台の整備を推進し、消防施設・資機材等の整備を図ります。

・ 消防広域化の推進（前期）

火災、救急、救助活動のみならずあらゆる災害から市民の安心と安全を守るには、常備消防の充実強化は必要不可欠です。消防の広域化に向けて、現在、県では国の基本指針に基づき、推進計画を策定しています。今後は、推進計画を踏まえたうえで広域化に向けての協議や運営に係る計画を検討していきます。

用語解説

消防力

火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務並びに人命の救助等を遂行するために必要な施設、設備及び人員のことをいいます。

(3) 災害の予防

治水・雨水対策を推進するとともに、災害に対する市民意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりを目指します。

- 治水・雨水対策の推進
- 市民に対する防災・防火意識の啓発
- ライフラインの耐震化の促進

(主要事業・主な取組み)

- ・排水路施設等整備事業（前・後期）

排水路や遊水池の改修を行い、災害に対応できる準用河川及び普通河川の整備を図ります。

- ・橋りょう整備事業（後期）

市内にあるJR宇都宮線や元荒川、見沼代用水などの河川を横断する橋りょうについて、地震に耐えられる橋りょう補強工事を行い、災害に耐えられる安心で安全なまちづくりを進めます。

- ・導水管、配水管更新事業（前・後期）

「良質で安定した水の供給」を継続し「上水道施設の整備」を実施するため、既設導水管・既設配水管について、耐用年数と「健全な上水道事業の経営」を考慮しながら、計画的に管路の耐震化を進めます。

2. 暮らしの安全を守る

市民の安心安全な生活を脅かす、交通事故や犯罪の発生件数は年々増加しています。交通安全対策及び防犯対策を充実・強化し、市民が安心して暮らせるまちに向けた取り組みを推進します。

《施策の展開》

(1) 交通安全対策の充実

市民を交通事故から守るため、交通安全施設の充実や交通安全意識の高揚に向けた取り組みを推進します。

- 交通安全施設の整備
- 交通安全意識の高揚
- 歩行者にとって安全で快適な道路環境の整備

(主要事業・主な取り組み)

- ・交通安全施設等整備事業（前・後期）

交通事故の多発している道路及び緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、道路反射鏡、区画線、街路灯等の交通安全施設の整備とともに、補修・維持管理を行っていきます。

(2) 防犯対策の推進

市民の身近な暮らしの安心安全を確保するため、防犯組織*の支援や防犯施設の充実を図ります。

- 防犯組織の支援
- 防犯施設の充実
- 地元警察等との連携強化
- 警察署の誘致運動

(主要事業・主な取組み)

- ・ 防犯対策推進事業（前・後期）

現在蓮田市防犯協会・蓮田市地域安全推進連絡協議会・蓮田市暴力排除推進協議会による街頭啓発活動や防犯パトロールにより、街頭犯罪の防止、組織犯罪の撲滅を目指して取り組んでいます。今後もさらに実効性を高めるために、地域活動やボランティア活動の支援、指導者の育成等を警察・行政・市民が一体となって取り組んでいきます。また、地域活動の拠点となる防犯ステーション*等の整備により、警察官のパトロールと防犯パトロールの拠点作りの研究にも取り組んでいきます。

(3) 放射線対策の推進

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能問題が収束の目途の立たない状況に鑑み、市民の健康確保と不安解消のため、放射線対策の充実を図ります。

- 大気中の放射線量測定の充実と公表
- 放射性物質の除染
- 国・県等との連携強化
- 食品検査の充実

(主要事業・主な取組み)

- ・ 放射線測定事業（前・後期）

福島第一原子力発電所事故による放射性物質の蓮田市への影響を調査するため、市庁舎、市内小中学校・保育園等の公共施設で定期的な測定を行い、市内の大気中の放射線量の把握に努めるとともに、測定結果を公表します。

また、市民からの要望に基づき、個人の敷地での測定を行う他、市民自らが測定できるよう、簡易測定器の貸出を行います。

さらに、測定の結果、値の高かった箇所については、除染作業により、市民の不安解消に努めます。

・給食用食材の放射性物質検査事業（前・後期）

市内の小中学校や保育園で提供される給食用食材の安全性を確認するため、定期的に食材の放射性物質検査を実施し、子どもたちが安心して給食を食べることができるように検査の充実を図ります。

・市民のための食品の放射性物質検査事業（前・後期）

市民の安全・安心の確保に向け、市民が消費する食品の放射性物質検査を実施していきます。

用語解説

防犯組織

安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指し、市民の防犯意識を高め、防犯活動、少年非行犯罪の防止活動を推進する組織で、防犯協会や、自治会を中心とした自主防犯組織などがあります。

防犯ステーション

地域の住民による防犯活動等を行う際の拠点となる場をいいます。地域によっては警察官の立ち寄りなども行われ、あらたな防犯対策を図るための拠点となっています。

3. 魅力ある都市空間を整備する

都市機能の向上を図るため、市民の行動圏の広域化を踏まえ、魅力ある駅前空間の整備を推進するとともに、近隣市町との連携を考慮した道路ネットワークの構築や、市内交通の円滑化と市民の利便性向上を図る公共交通網の形成を推進します。

《施策の展開》

(1) 駅前空間の整備及び活用

市の顔となる蓮田駅周辺については、市民の参加も得ながら利用しやすく親しまれる公共公益施設を配置するとともに、周辺地区の事業と併せた一体的な駅前空間の整備を推進します。

- 再開発事業*を核とした蓮田駅西口地区の整備
- 駅周辺のアクセス道路の整備

(主要事業・主な取組み)

- ・ 蓮田駅西口第一種市街地再開発事業（前・後期）

蓮田駅西口地区における商業の活性化及び賑わいの創出並びに道路や駅前交通広場等の公共施設の整備を行うため、民間事業者の創意工夫や活力を生かした市街地再開発事業を実施していきます。

また、蓮田駅西口再開発ビル内の公益施設として、駅西口地区にふさわしい公民館的機能を持った施設の整備を進めます。

- ・ 蓮田駅周辺の総合的なまちづくり計画の作成（後期）

地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の蓮田までの延伸が国の運輸政策審議会において答申されているなか、市街地開発事業等の面整備が必要となると考えられる蓮田駅周辺地区について、まちづくりの手法等の計画を作成します。

- ・ 駅西口行政サービスセンターの開設（前・後期）【再掲】

西口再開発事業にあわせ駅西口連絡所の移転を検討し、業務内容についてはさらなる行政サービスの向上を目指していきます。

(2) 道路ネットワークの構築

市内交通の円滑化を図るため、幹線道路の整備を推進するとともに、広域的な交通利便性を高めるための道路交通体系の構築を図ります。

- 道路交通体系の整備
- 幹線道路の整備
- J R 宇都宮線東西間の交通の円滑化

(主要事業・主な取組み)

・スマート I C 整備推進事業 (前期)

東北自動車道蓮田サービスエリアに E T C 専用出入り口であるスマート I C の整備を推進することにより、地域の交通利便性の向上及び地域経済の活性化等の効果を図ります。そのため国や県などの関係機関との協議、調整を図り、市民や企業とも連携しながら整備推進を図ります。

・スマート I C 整備推進事業 (後期)

東北自動車道上路へのサービスエリアの新設に併せて、スマート I C のフル I C 化を推進します。そのため国や県などの関係機関との協議、調整を図り、市民や企業とも連携しながら整備推進を図ります。

・幹線道路の整備推進 (前・後期)

市内交通の円滑化を図り、市民生活の利便性向上のため、国道・県道・主要幹線道路について今後も継続して計画的に整備推進を図ります。

・橋りょう整備事業 (後期) 【再掲】

市内にある J R 宇都宮線や元荒川、見沼代用水などの河川を横断する橋りょうについて、地震に耐えられる橋りょう補強工事を行い、災害に耐えられる安心で安全なまちづくりを推進します。

・生活道路整備事業 (前・後期)

道路改良要望箇所を計画的に整備し、災害に強いまちづくりを推進します。

(3) 公共交通の充実

鉄道輸送の利便性の向上やバス輸送の整備拡充を図ることにより、すべての人に利用しやすい公共交通の充実を図ります。

- 鉄道輸送の利便性の向上に向けた取り組み
- 埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）の延伸に対する取り組み
- バス輸送の輸送網の充実や利用促進に向けた取り組み

(主要事業・主な取組み)

- ・ JR宇都宮線利便性向上事業（前・後期）

蓮田駅のバリアフリー化を推進するために、エレベーターやエスカレーターの整備を計画的に実施します。また、駅利用者の利便性向上のため、自由通路や階段等の改修を実施します。さらに、JR京浜東北線の延伸や宇都宮線の利便性・快適性の向上を図るために関係市町と連携し、関係機関へ要望を行っていきます。

- ・ 超低床ノンステップバス導入促進事業（前・後期）

路線バスの利便性と快適性の向上を図りバス利用者にとってやさしい安心安全な公共交通機関としての役割を果たすべく、路線バスのバリアフリー化を推進することを目的に、超低床ノンステップバスの導入促進を図ります。このため、超低床ノンステップバスを導入するバス事業者に対して、国、県と協調して補助を行っていきます。

用語解説

再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備と併せて道路や駅前交通広場等の公共施設の整備を行う事業です。

4. ゆとりある住環境を創出する

市民が暮らしやすくゆとりのある住環境の創出に向けて、良好な景観形成の構築や生活道路の整備などにより快適な住環境の形成を促進するとともに、市民が集えるオープンスペースの確保や市民主体のまちづくりへの支援などに取り組みます。

《施策の展開》

(1) 良好な住環境の整備

市民が快適に暮らせる住環境の形成を図るため、市民との協働により地区計画の検討や生活道路の整備を推進します。

- 安心して暮らせる住環境の形成
- 地域生活の基盤となる生活道路の整備

(主要事業・主な取り組み)

- ・ 地区計画の策定（前・後期）

良好な住宅地の形成と良好な居住環境を保全するため、引き続き地区計画の検討を進め、制度の活用を図ります。

- ・ 道路補修・排水整備事業（前・後期）

生活道路の舗装補修・側溝整備を行うことで、安心して安全な生活道路を維持管理し、災害に強いまちづくりを推進します。

- ・ 蓮田都市計画事業馬込下蓮田土地区画整理事業（前期）

- ・ 蓮田都市計画事業黒浜土地区画整理事業（前・後期）

当事業は、都市計画道路をはじめとする道路等の公共施設を整備することにより、小規模開発等によるスプロール化*を是正し、住環境の整備改善を図ることを目的としています。また、道路等を整備することにより、交通の安全の確保や災害の未然防止など、健全な住宅市街地を形成していきます。

- ・ 生活道路整備事業（前・後期）【再掲】

道路改良要望箇所を計画的に整備し、災害に強いまちづくりを推進します。

用語解説

スプロール化

車社会の進展などの理由により、中心市街地の空洞化を伴いながら、都市が不規則に郊外へと拡大していくことです。

(2) 魅力ある公園緑地の整備

地域特性を活かした公園緑地の整備を進めるとともに、市民との協働による公園の維持管理を推進します。

- 地域特性を活かした公園緑地の整備
- 市民との協働による公園の維持管理

(主要事業・主な取組み)

- ・ 黒浜沼周辺整備事業（前・後期）

黒浜沼周辺の地域は、豊かな自然が残されており、貴重な植物や生物が生息しています。今後も後世に残すべき自然条件が揃っているこの地域を保全し、将来に向けて、地域の自然を残していく手法を検討します。

- ・ 公園施設整備事業（前・後期）

公園施設全般について、市民ができるだけ快適に利用していただけるよう、施設の整備を行います。今後も定期的に施設点検を行い、調査結果を基に順次整備を行っていきます。

(3) 良好な景観の形成

良好な景観の形成を図るために、自然豊かな蓮田市の地域特性を活かし、景観に配慮した公共空間づくりを推進します。

- 地域特性を活かした良好な街なみづくり
- 景観に配慮した公共空間づくり

(主要事業・主な取組み)

- ・ 地区計画の策定（前・後期）【再掲】

良好な住宅地の形成と良好な居住環境を保全するため、引き続き地区計画の検討を進め、制度の活用を図ります。

5. 快適で清潔な生活を支える

快適で清潔な市民生活を支えるライフラインとして、安全で安定した水道水の供給の充実と、下水処理*環境の整備を進めていきます。

《施策の展開》

(1) 安全・安心で安定した水の供給

水道施設の計画的な整備と効率的な経営により、安全で安定した良質な水を供給していきます。

- 良質で安定した水の供給
- 上水道施設の計画的な維持管理
- 健全な上水道事業の経営

(主要事業・主な取組み)

- ・ 取水施設改修事業（前・後期）

「良質で安定した水の供給」を継続し「上水道施設の整備」を実施するため、水道ビジョンと策定予定の取水施設整備計画との整合を図りながら進めます。

- ・ 浄水場管理棟の耐震補強及び改修事業（前期）

「良質で安定した水の供給」を継続し「上水道の整備」を実施するため、「健全な上水道事業の経営」を考慮しながら、浄水場の基幹施設が設置されている管理棟の耐震補強を主とする改修を行います。

- ・ 導水管、配水管更新事業（前・後期）【再掲】

「良質で安定した水の供給」を継続し「上水道施設の整備」を実施するため、既設導水管・既設配水管について、耐用年数と「健全な上水道事業の経営」を考慮しながら、計画的に管路の耐震化を進めます。

- ・ 漏水防止、有収率向上対策事業（前・後期）

「健全な上水道事業の経営」を図るため漏水調査を実施し、速やかに修理工事に対応できるよう管理を行います。

(2) 良好で効率的な下水処理環境の整備

生活環境の改善や水質保全のため、良好で効率的な下水処理環境を整備していきます。

- 下水道施設の整備
- 水洗化の促進
- 計画的な維持管理
- 事業認可区域の拡大検討

(主要事業・主な取組み)

- ・ 公共下水道の整備（前・後期）

生活環境の向上、公共用水域の水質浄化及び水質保全を目的に下水道事業を推進していきます。全体計画区域1,615.6haの内、事業認可区域804.7haを早期に完了して、城・南新宿地域、閏戸地域の一部及び江ヶ崎地域の一部の整備を推進します。また、道路整備等に併せて、雨水管の整備も推進していきます。

- ・ 公共下水道施設維持管理事業（前・後期）

適正な維持管理を行うことにより、下水道施設の損傷やそれに伴う事故を未然に防止し、利用者へ適正なサービスの提供を図ります。

- ・ 農業集落排水事業の推進整備（前・後期）

農村地域の生活環境整備と、農業生産環境の改善のため排水整備を計画的に実施します。根金・貝塚地区について、平成20年度から供用開始を予定し、その後も公共下水道の整備計画と調整を図りながら、事業を推進していきます。

- ・ 合併処理浄化槽*設置整備事業（前・後期）

公共下水道計画区域及び農業集落排水整備事業区域以外の地域において、合併処理浄化槽の設置を推進するため「浄化槽設置整備補助金要綱」に基づき、設置するための事業費に対し助成を行います。

用語解説

下水処理

生活排水を処理することです。生活環境の改善や水質保全のために市が行っている事業として公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業（黒浜沼の水質保全を目的とした事業）、農業集落排水事業、合併処理浄化槽の設置があります。公共下水道事業には雨水処理も含まれています。

合併処理浄化槽

個々の家庭から排出される生活排水とトイレの汚水を世帯ごとに処理する施設のことです。市が設置者に対して、一定の補助を行っています。

学ぶ楽しさと豊かな文化を育むまちをつくる

子どもから大人まで一人ひとりの個性と能力を伸ばし、心豊かな人間を育み生活の質の向上とゆとりある生活を実現するため、家庭と地域社会全体で環境の整備をする必要があります。自ら学び、自ら考え、健康で安全な生活を送る能力を養い、生涯を通して自ら生きる力を身につけるため、あらゆる機会をとらえて学習活動の推進をします。

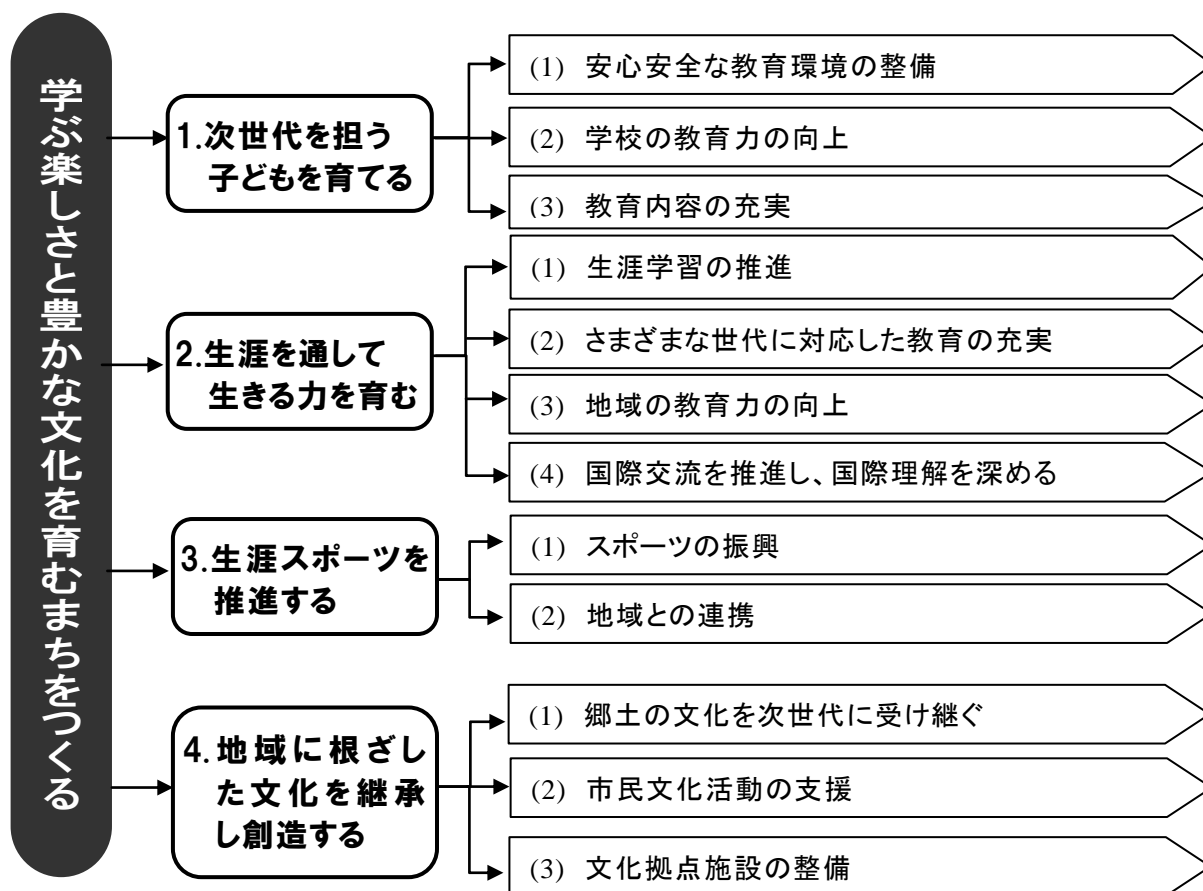
また、先人が培った蓮田の文化とふれあい、地域の文化活動を通じて生活の潤いややすらぎを持つことにより、心豊かな社会の実現を図ります。

激しい社会の変化に主体的に対応できる資質と意欲を持ち、広い視野を持った人材を育成するため、家庭、地域、民間等の関係機関も含め連携し総合的に推進します。

●主な課題●

- ・ 学校と家庭及び地域社会との連携。
- ・ 生涯学習の推進と文化拠点の整備。
- ・ 国指定史跡である黒浜貝塚の整備及び活用。

●施策の体系●



1. 次世代を担う子どもを育てる

学校教育では、将来を展望し、社会の変化や児童・生徒の変化に対応し、生きる力を育む教育の実現を目指します。

〈施策の展開〉

(1) 安心安全な教育環境の整備

学校・家庭・地域が一体となり、児童・生徒が過ごしやすく、保護者や地域に信頼される教育環境の整備に努めます。

- 教育施設等の計画的整備
- 児童・生徒の防犯教育の推進
- 学校を核とした地域ぐるみの防犯活動の推進

(主要事業・主な取組み)

・小・中学校施設耐震補強等整備事業（前・後期）【再掲】

児童・生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、耐震補強工事を中心に学校施設等の整備を行います。具体的には、小・中学校校舎等及び体育館の耐震補強工事、小・中学校給食棟改築工事、小・中学校の施設の改修などを計画的に実施します。

また、空調設備については、補助制度等の動向を見極めながら、整備を図ります。

・学校給食の改善（前・後期）

安全な給食の提供、望ましい食事環境の確立のため、継続して食器の改善、関連施設の整備を図ります。

・情報化推進事業（前・後期）

すべての児童・生徒が情報を主体的に収集・選択・活用・発信し、豊かな創造性と応用力を育成できるようにするために、情報教育の充実に努めます。小学校においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習活動を導入します。中学校においては、小学校の学習を基盤として、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動の充実に努めます。

・地域ぐるみの子ども安全推進事業（前・後期）

児童・生徒の生命と安全を守り、学校安全教育の充実に図るとともに、教職員の安心安全に対する意識の高揚を図ります。また、学校と地域防犯組織との連携による、学校を核とした地域防犯体制の確立に努めます。

(2) 学校の教育力の向上

地域の施設や人材と学校との協力関係を深めるとともに、学校・家庭・地域社会等との積極的な連携を図り、教職員の育成に力を注ぎ学校の教育力の向上に努めます。

- 児童・生徒、地域、社会と共に歩む創造的な教員の育成
- ゲストティーチャー*の活用の促進
- 家庭・地域と学校との連携強化
- 教職員の人事評価制度の有効活用

(主要事業・主な取組み)

- ・開かれた学校づくり（前・後期）

学校評議員制度を活用し学校運営を支援していきます。具体的事項として、学校の教育目標や計画に関する事、学校として重視している教育活動の実施に関する事、学校と地域の連携の進め方など、学校運営に関する基本的な方針や重要な活動に関する事等につき意見をいただいています。また、各学校において学校評価を実施し、公開していきます。

- ・教職員の資質向上（前・後期）

教職員自らがその重責を深く自覚して、不断の教育実践と自己啓発に努め、学校教育に対する市民の期待と信頼に応えられるようにするため、教職経験に応じた研修、職能に応じた研修、教科領域等に関する研修などを体系的、計画的に進めます。

(3) 教育内容の充実

歴史的に教育に対して熱心であるという地域性を受け継ぎ、児童・生徒一人ひとりに、自ら学び、考え、主体的に行動できる力を培うとともに、グローバル社会で活躍できる人材の育成に向け、教育内容の深化充実に全力をあげます。

- 確かな学力の定着
- 豊かな心の醸成
- たくましい実践力の育成
- 国際的な人材の育成

(主要事業・主な取組み)

- ・一人ひとりを大切にした教育の充実（学力の向上）（前・後期）

児童・生徒一人ひとりに確かな学力を定着させ、学校教育を充実させるため、小・中学校研究委嘱事業や小・中学校教育研究への支援を行っていきます。

・小・中学校人権教育（前・後期）

児童・生徒には、全教育活動を通して自分及び他人の人権を尊重し、「差別を憎み、差別を許さない」指導を実施していきます。また、教職員に対しても、体罰は児童生徒の人権や人格を侵害する行為であることをしっかり認識させる等、人権教育研修を計画的に推進していきます。

・健康教育の推進（前・後期）

近年、児童・生徒の体力の低下並びに児童・生徒の心身の健全な発育・発達に影響を与える問題として、青少年の性の逸脱行為、薬物乱用、生活習慣病、偏食や孤食、不審者による被害など、これらの現代的な健康課題を教育課題として明確に位置づけ、健康教育を適切に推進していきます。

・心の教育・教育相談体制づくり（前・後期）

健全な児童・生徒の育成のため、すべての教育活動を通して、児童・生徒の抱える悩みや不安を解消し、いじめや不登校など問題行動等の解決を図ります。また、一人ひとりの児童・生徒のより望ましい成長と自己実現への支援を行うため、道徳・福祉教育の推進、生徒指導の充実、教育相談室・適応指導教室の充実や各種相談員の配置を進めます。

・特別支援教育の推進（前・後期）

ノーマライゼーションの理念を基盤にした教育の推進を図るため、就学に対する支援や、特別支援学級、通級指導教室の支援等特別支援教育の推進を図ります。

・中学校部活動推進事業（前・後期）

部活動の充実と指導者不足に対応するために、教員以外で専門的技術及び指導力を備えた部活動外部指導者を充て、市内中学校の部活動の充実を図り、生徒の健全育成を推進します。

・蓮田市中学校国際親善訪問団派遣事業（前・後期）

21世紀を担う児童・生徒を育成し国際理解教育を進めるために市内中学生による国際親善訪問団を派遣し、異文化に触れることにより国際感覚を磨き、生徒の英語力を高めます。

・外国語指導助手招致事業（前・後期）

中学校英語教育及び小学校外国語活動のさらなる充実を図るため、市内小中学校に計画的にALT（外国語指導助手）を配置していきます。

・小学校外国語活動推進事業（前・後期）

国際化が進む社会情勢に鑑み、将来国際的視野で活躍できる児童・生徒の育成を図るため、小学校の英語活動を推進します。

用語解説

ゲストティーチャー

総合的な学習の時間などの授業に協力し、教職員の補助として子どもたちを支援する人、または、専門性を生かして授業内容をさらに深めるために授業を支援していただく人のことをいいます。

2. 生涯を通して生きる力を育む

社会構造の変化に伴い多様化する市民の学習要求に対応し、市民一人ひとりが心豊かな充実した生活を実現するため、市民の自発的学習活動への援助と社会教育施設の整備を図るとともに、体系的、継続的な社会教育行政を推進し、生涯学習の普及・啓発に努めます。

《施策の展開》

(1) 生涯学習の推進

市民一人ひとりが暮らしに根ざした文化的教養を高められるよう、またその成果が地域社会に反映できるよう、生涯学習を総合的に推進します。

- 各部門の積極的連携に基づく生涯学習推進体制の整備と充実
- 公共施設・地域施設の積極的活用促進

(主要事業・主な取組み)

・生涯学習推進事業（前・後期）

生涯学習に対する市民ニーズは、少子高齢化、高度情報化、国際化等、社会状況の変化により多様化しております。新しい知識や技術を身につけ、人と人とのふれあいの中で、自らを成長させ、心豊かに健康で生きがいのある人生を送るために、これらの市民ニーズを的確に捉え、学習機会の提供や自主的・意欲的な生涯学習活動を積極的に推進します。

具体的には学校教育と社会教育の連携・融合による学校開放講座の開催や、“人材バンク”制度のPR、また各種の講座・教室・イベントなどの学習情報を掲載した「ガイドブック」や様々な学習活動を行うグループ・サークル情報を提供する「団体情報誌」を発行していきます。

(2) さまざまな世代に対応した教育の充実

老若男女を問わず、市民の学習ニーズに合った学習機会と情報の提供の充実に努めます。

- 子どもや親の参加に基づく家庭教育、青少年教育の推進
- 市民参加、各団体連携に基づく各種講座、イベントの充実
- 市民のニーズ・学習ニーズに目配りした公民館、図書館事業の充実

(主要事業・主な取組み)

- ・ 団塊世代等の社会参加促進（前・後期）

「団塊の世代」といわれる多くの人達が定年を迎え、地域に戻ってくると考えられるなかで、今まで社会で培ってきた豊かな「経験」や「知識」を地域において還元していただくために、“人材バンク”制度の登録の推進を図るとともに、市及び教育委員会やその他の団体等で開催する各種講座の講師としての積極的な活用を図ります。また、さらに自らを成長させ、心豊かに健康で生きがいのある人生を送るために、対象者のニーズを捉え、各種講座等を開催していきます。

- ・ 中央公民館改修事業（後期）

中央公民館は、市民の学習機会と生涯学習意欲の高まりにより、多くの市民に利用されています。その施設をより安全で利用しやすい施設に改修するため、エレベーターの設置、その他バリアフリー整備等の改修を行い、生涯学習の活動拠点として整備を図ります。

- ・ 図書館整備計画策定事業（前・後期）

図書館サービスの充実を図るためには、サービスの現状、課題を分析し、サービス計画の目標を設定する必要があります。計画は、サービス水準の向上を目的とし、市内どこに住んでいても等しくサービスを楽しむよう全市域へのサービス拡充を図るため、図書館サービス網の整備計画が必要です。図書館サービス網整備事業の具体化と計画的実現を図り、将来あるべき図書館の方向性を明確化するため「(仮称)蓮田市図書館整備計画」を策定します。

(3) 地域の教育力の向上

地域ぐるみの教育の推進に向け、市内及び近隣在住の指導者の活用・支援を行います。

- 生涯学習の学習指導者等の発掘・育成
- 生涯学習の学習指導者等の活用システムの充実
- 地域団体等との連携強化

(主要事業・主な取組み)

・家庭教育支援事業（前・後期）

子育てサポーター養成講座の開催や保育ボランティア組織の育成、子育て学習講座を開設していきます。また、親が子育て中の悩みや不安を払拭し、自信をもって子育てができるよう、家庭教育に関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた支援を行います。

(4) 国際交流を推進し、国際理解を深める

市内在住の外国人や海外との交流を促進し、異文化に対する理解を育み、共感・共存できる環境を整えます。

● 市内在住の外国人との地域交流の促進

● 海外との交流の促進

(主要事業・主な取組み)

・国際交流推進事業（前・後期）

国際交流における民間組織の自主的な活動を支援するとともに、市の独自性をもつ施策を検討していきます。外国人のための日本語教室開催やワンナイトステイ事業へのホストファミリーの紹介などの協力、国際交流関係事業への側面からの事業協力など、国際社会の進展に対応するための事業支援を行っていきます。

3. 生涯スポーツを推進する

市民があらゆる機会を通じて、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるように、生涯スポーツを目指したスポーツ環境整備を推進します。

〈施策の展開〉

(1) スポーツの振興

地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の支援を促進し、市民の誰もが自由にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境を整備します。

- 総合型地域スポーツクラブ*の育成
- スポーツ・レクリエーション指導者の育成、支援
- スポーツ・レクリエーション団体の育成、支援
- 学校部活動への支援
- スポーツ・レクリエーション施設の整備、活用
- 障がい者スポーツの普及

(主要事業・主な取組み)

・スポーツ団体の育成（前・後期）

スポーツ振興の中心的な担い手・受け皿となっているスポーツ団体育成のための助成を行うとともに、団体の自立化への支援を行っていきます。

・スポーツ・レクリエーション普及事業（前・後期）

スポーツ・レクリエーションの市民への普及を目的とした各種事業を実施していきます。具体的にはスポーツ推進委員及び体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会等によるスポーツ振興や、地域と連携し協働により実施している市民体育祭等のスポーツイベント、また各種スポーツ教室の実施など、さまざまな角度からのスポーツ振興事業を行うことにより市民のスポーツ参加の機会をつくっていきます。

・中学校部活動推進事業（前・後期）【再掲】

部活動の充実と指導者不足に対応するために、教員以外で専門的技術及び指導力を備えた部活動外部指導者を充て、市内中学校の部活動の充実を図り、生徒の健全育成を推進します。

・スポーツ施設整備事業（後期）

屋内体育施設（総合市民体育館サブアリーナ等）や屋外体育施設（多目的スポーツ広場等）の整備について研究検討を進めます。

(2) 地域との連携

コミュニケーションの場を提供することにより、地域が一体となって取り組める環境を整備します。

- 近隣市町との連携
- 小・中学校、自治会との連携
- 学校施設開放の推進

(主要事業・主な取組み)

・スポーツ・レクリエーション普及事業（前・後期）【再掲】

スポーツ・レクリエーションの市民への普及を目的とした各種事業を実施していきます。具体的にはスポーツ推進委員及び体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会等によるスポーツ振興や、地域と連携し協働により実施している市民体育祭等のスポーツイベント、また各種スポーツ教室の実施など、さまざまな角度からのスポーツ振興事業を行うことにより市民のスポーツ参加の機会をつくっていきます。

用語解説

総合型地域スポーツクラブ

地域住民の自主的な運営を原則として、学校などの身近な施設を活用し、子どもから高齢者までが、さまざまなスポーツ・レクリエーションを楽しんだり、指導を受けたりすることができる地域のスポーツクラブのことをいいます。

4. 地域に根ざした文化を継承し創造する

数多く残るいにしへの遺跡や景観地、農村地域に継承されている伝統文化・行事等は、自然と共生しながら育まれた文化であり、まさしく「蓮田らしさ」です。全国的に著名な国指定史跡黒浜貝塚整備推進事業をはじめとする文化財保護活動や普及活動に努め、発展させるとともにこれら地域の文化・文化財等を通じて、市民の自主的な文化活動を支援し、蓮田の魅力を育みます。

《施策の展開》

(1) 郷土の文化を次世代に受け継ぐ

全国的に知られる関山貝塚*、黒浜貝塚*、国選択無形民俗文化財・埼玉県指定無形民俗文化財閩戸の式三番に代表される歴史的遺産や文化財*の保全、今に受け継がれる文化の保存継承とその活用により、ふるさと「蓮田」への郷土愛を育みます。

- 国指定史跡黒浜貝塚の保存と活用
- 文化財の保護と活用
- 生活文化、伝統文化の継承と発展
- 文化的景観の保全

(主要事業・主な取組み)

- ・ 国指定史跡黒浜貝塚整備推進事業（前・後期）

縄文時代前期黒浜式土器の標式遺跡として著名な国指定史跡「黒浜貝塚」の恒久的保存・活用を図るため、公有地化を推進し、合わせて自然環境保護の視点で、市民の憩いの広場、生涯学習の場としての公園化を図ります。

- ・ 埋蔵文化財保存事業（前・後期）

文化財保護法に則り、埋蔵文化財包蔵地における試掘・発掘調査を実施し文化財の保護に努めます。

- ・ 文化財啓発事業（後期）

蓮田市文化財展示館を活用して、企画展・季節展示などを開催し、市民ボランティア学芸員とともに市民協働を推進し、郷土の文化財を次世代に継承していきます。

また、小・中学校で文化財を授業に活用するなど、地域の歴史や文化に対する興味・関心と、郷土を愛する態度を育てます。

(2) 市民文化活動の支援

市民にとって身近な活動空間を確保し、自発的な芸術・文化活動の振興を図るとともに個性豊かな市民文化活動の支援を行っていきます。

- 広報活動の推進
- 学校、地域との連携
- 芸術活動、文化活動の振興

(主要事業・主な取組み)

- ・スポーツ・レクリエーション普及事業（前・後期）【再掲】

スポーツ・レクリエーションの市民への普及を目的とした各種事業を実施していきます。具体的にはスポーツ推進委員及び体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会等によるスポーツ振興や、地域と連携し協働により実施している市民体育祭等のスポーツイベント、また各種スポーツ教室の実施など、さまざまな角度からのスポーツ振興事業を行うことにより市民のスポーツ参加の機会をつくっていきます。

(3) 文化拠点施設の整備

市民の自発的な芸術・文化活動の情報発信拠点として、また、催事や企画等の招致を図り、多くの市民が優れた芸術文化に接する場として活用できるようにするために、文化拠点施設の整備を推進していきます。

- 総合文化会館の整備

(主要事業・主な取組み)

- ・総合文化会館の整備推進（前・後期）

音楽・演劇・各種講演会や生涯学習などに利用できる文化活動の拠点となる、蓮田市にふさわしい文化拠点施設の整備を推進していきます。

用語解説

文化財

有形文化財（建造物・彫刻・考古資料等）、無形文化財（芸能・工芸技術等）、民俗文化財、記念物（史跡・名勝・天然記念物）、伝統的建造物群、埋蔵文化財、文化的景観に分類されます。また指定の種類として国指定、県指定、市指定があります。

関山貝塚

昭和44年に埼玉県選定重要遺跡になりました。縄文時代前期前半の関山式土器の標式遺跡で、明治時代からその存在が知られていた著名な遺跡です。昭和初期には研究機関による調査が行われています。現在までに縄文時代前期の住居跡9軒、貝塚6ヶ所が発見されています。特に、代表的な土器8点が県指定有形文化財（考古資料）に指定されています。

黒浜貝塚

平成18年に国指定史跡に指定されました。縄文時代前期中葉の黒浜式土器の標式遺跡です。古くから知られる全国的に著名な貝塚であり、昭和初期には研究機関による短期間の調査が行なわれています。市教育委員会による平成12年度～平成17年度にかけての詳細確認調査では、住居跡31軒が確認されました。

心と体の健康と安心を支えるまちをつくる

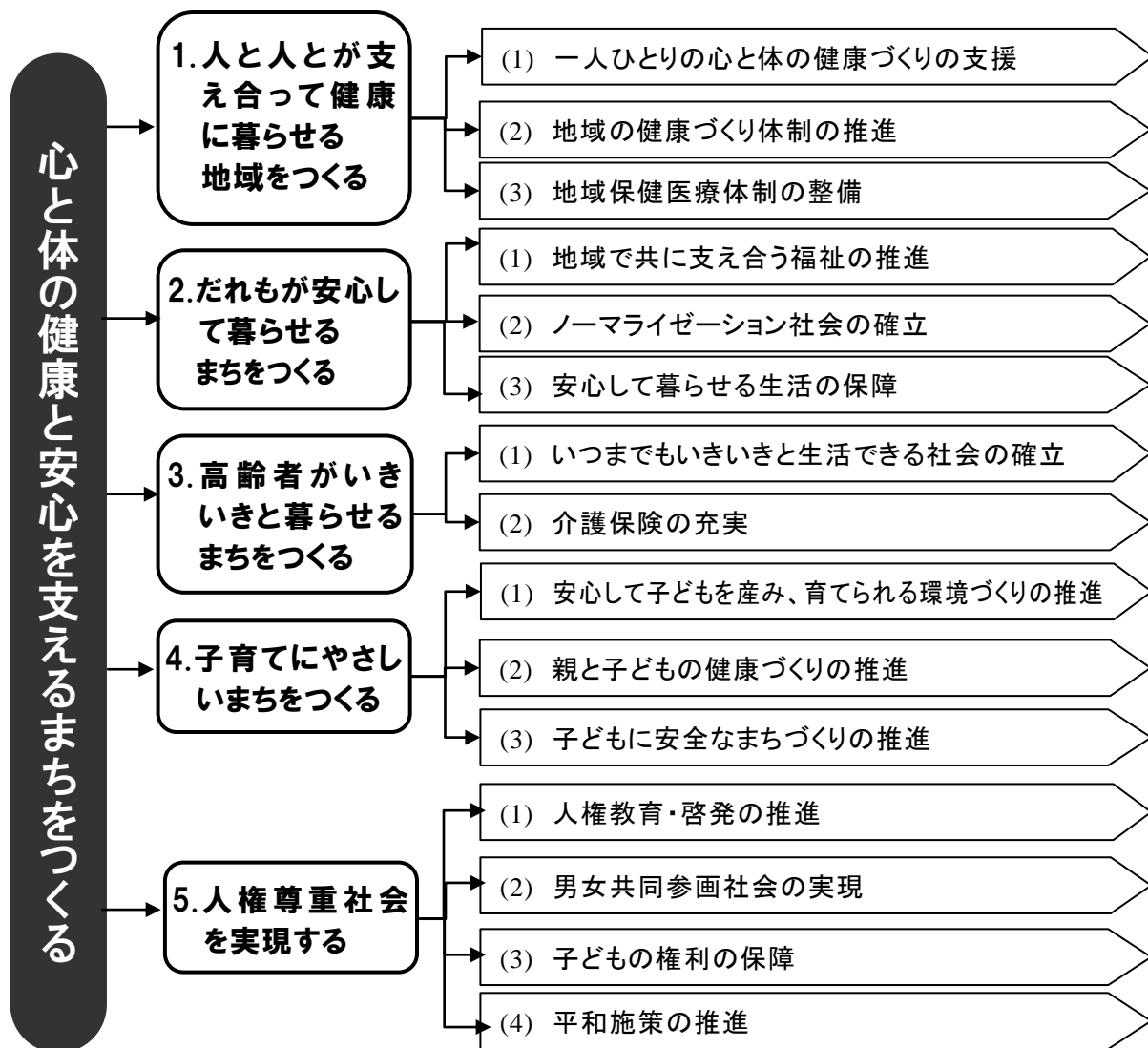
病気や障がいがあっても人と人が共に支え合って心豊かに生活でき、子どもから高齢者までのすべての人が、いきいきと生きがいを持って暮らせる地域社会が求められています。そのために、人々の健康を守り安心した生活ができるよう、家庭や地域との連携を深め、保健・医療・福祉等の環境整備が必要です。

全ライフステージを対象とした施策を積極的に推進するとともに、地域で活動する団体や関係機関などと連携をはかり、地域社会全体が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

●主な課題●

- ・ 少子高齢化の進展に伴う子育て支援、健康づくり、権利擁護、介護予防への対応。
- ・ 障がい者の自立支援。
- ・ 人権の尊重社会の実現。
- ・ 共に支え合い、行政とも連携する自立的な地域社会の形成促進。

●施策の体系●



1. 人と人が支え合って健康に暮らせる地域をつくる

市民一人ひとりが自らのライフスタイルに合った健康づくりを主体的に実践できるよう、地域・団体・行政が一体となり市全体で健康づくりを推進します。

〈施策の展開〉

(1) 一人ひとりの心と体の健康づくりの支援

心身共に健康的な生活を送るために、健康に関する知識を広め、疾病の予防に取り組むことにより一人ひとりの健康づくりを支援します。

- 健康に関する知識の普及・啓発
- 疾病予防と早期発見
- 保健サービスの充実

(主要事業・主な取組み)

・ 心の健康相談（前・後期）

精神保健福祉士及び保健師による心の健康に関する相談を実施します。また、一人ひとりが心の健康について考える機会として、心の健康講座等を実施し、健康づくりを進めるための正しい知識の普及と意識の啓発に努めます。

・ 予防接種事業（前・後期）

感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与していきます。

・ がん検診事業（前・後期）

検診によるがんの早期発見・早期治療により、市民の疾病予防や健康づくりを支援し、医療費の削減に努めます。がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針により、各種がん検診を実施します。

・ 特定健康診査、特定保健指導（前・後期）

国の医療制度改革に伴い、国民健康保険被保険者に対して、生活習慣病に関する「特定健康診査」及び、特定健康診査の結果により保健指導の必要がある方に対する「特定保健指導」を実施し、疾病の予防と早期発見に努め、健康寿命の延伸や医療費の負担軽減を図ります。

(2) 地域の健康づくり体制の推進

誰もがいきいきと自ら健康づくりを実践できるよう、個人・地域・団体が連携し地域全体による健康づくり体制を推進します。

- **健康はすだ21（健康増進計画）*の推進**
- **健康づくりを推進する人と団体の育成**

(主要事業・主な取組み)

- ・健康はすだ21（健康増進計画）推進事業（前・後期）

市民一人ひとりが自らのライフスタイルに合った健康づくりを主体的に実践できるよう、地域、団体、行政が一体となり、市全域で健康づくり運動を推進します。健康づくり推進員の育成・情報交換をはじめ、各種団体からの要請による身近な場所での出前健康相談・出前講話、研修会、健康づくりのつどい等により、地域で健康に関する知識の普及啓発を図ります。

(3) 地域保健医療体制の整備

健康で安心した生活が送れるよう、保健・医療などの連携を図り、地域保健医療体制の整備を図ります。

- **救急医療体制の整備**
- **関係機関の連携強化**

(主要事業・主な取組み)

- ・地域救急医療体制の充実（前・後期）

市民が必要なときに必要な保健医療サービスが受けられるように、休日及び夜間における救急患者の医療を確保するため、病院及び有床診療所が輪番で診療を行う病院群輪番制運営事業や小児救急医療体制の充実を図ります。

- ・在宅医療連携体制の充実（後期）

市医師会をはじめ、(独)東埼玉病院や保健、福祉、介護機関との有機的な連携により、地域における在宅療養を支援する体制の整備を図ります。多職種協働の包括的かつ継続的なサービスの提供を行うための環境整備を推進します。

また、(独)東埼玉病院周辺地域の有効的な活用方法について、関係機関と検討を進めていきます。

用語解説

健康はすだ21(健康増進計画)

健康寿命の延伸と介護予防をめざして、市民一人ひとりが、健康づくりを主体的に実践するために、地域・団体・行政の役割を明確にし、市全体で健康づくりを推進するための健康増進計画のことをいいます。

2. だれもが安心して暮らせるまちをつくる

だれもが安心して暮らせるまちをつくりあげていくために、市民、ボランティア、企業、NPO、行政などの連携による支え合いのしくみを構築するとともに、自立と社会参加を促進します。

《施策の展開》

(1) 地域で共に支え合う福祉の推進

明るく幸せに暮らせるよう、共に協力してあたたかい地域社会づくりを推進します。

- 地域福祉を支える担い手づくり
- 地域での支え合いの促進
- 権利擁護*の充実

(主要事業・主な取組み)

- ・ 地域福祉計画策定事業（前期）

地域福祉推進の主体ともいえる市民の参加を得ながら、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とその現状を明らかにし、それに対応する必要なサービスの内容や量の確保、提供する体制を計画的に整備するため地域福祉計画を策定します。

- ・ 社会福祉法人蓮田市社会福祉協議会との連携強化による

社会福祉サービスの充実（前・後期）

社会福祉サービスの拠点である社会福祉法人蓮田市社会福祉協議会と市が連携を強化し、迅速かつ効率的な福祉サービスの充実を図ります。

(2) ノーマライゼーション*社会の確立

だれもが社会に求められ、地域の中で安心して安全に自立した生活が送れる社会の確立を目指します。公共的建築物、道路、駅前広場などの整備にあたっては、すべての人が安全で積極的に社会参加できるよう、バリアフリー化を進めるとともにユニバーサルデザインの視点に立った整備を推進します。

- 支援体制の確立
- 障がい者福祉サービスの充実
- 障がい者の自立と社会参加の促進

(主要事業・主な取組み)

- ・ 障がい者支援体制の確立（介護給付事業）（前・後期）

蓮田市障害福祉計画による見込み量等に基づき、在宅サービス及び施設サービスにおける介護給付事業を実施し、障がいのある方への支援体制の充実を図ります。

・障がい者支援体制の確立（地域生活支援事業）（前・後期）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域生活支援センター事業等を実施します。

・精神障害者小規模作業所等運営支援（前・後期）

精神障がい者の作業訓練や社会適応訓練の場を改善することにより、積極的な施設利用を促し、さらには社会復帰の促進を図ります。

（3）安心して暮らせる生活の保障

生存権^{*}の理念に基づき、安心して暮らせる生活を保障します。

- 健康で文化的な生活水準の保障
- 自立した生活へ向けた援助の充実
- 国民健康保険制度の安定した運営

（主要事業・主な取組み）

・生活保護制度の適正運営と自立支援（前・後期）

生活困窮者等の健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援するため、生活保護制度を適正に実施していきます。また、関係機関と連携し、相談・支援・指導等の充実を図ります。

・国民健康保険の安定運営（前・後期）

国民健康保険の安定した運営を図るため適切な財政運営に努めます。さらに、保健事業を推進することで被保険者の疾病予防を行い、医療費の適正化に努めます。

用語解説

権利擁護

自己決定の能力が十分でない方たちの権利を擁護し、自立した生活が保障されるようにすることです。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し、支えあいながら、地域の中でともに生活する社会こそ当たり前の社会であるという理念を表す言葉です。

生存権

憲法 25 条に規定された、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することをいいます。

3. 高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくる

高齢者がいつまでも安心していきいきと暮らしていけるように、関係機関が連携し、地域での支え合いを促進します。また、高齢者の生きがいくくり・社会参加を促進し、介護保険の充実を図ります。

《施策の展開》

(1) いつまでもいきいきと生活できる社会の確立

高齢者が地域の中でさまざまな活動に参加し、安心して自立した生活ができるよう地域社会の確立を目指します。

- 社会参加、生きがいくくりの促進
- 高齢者の自立支援
- 権利擁護の充実
- 後期高齢者医療広域連合との連携

(主要事業・主な取組み)

・ 高齢者の生きがい支援事業（前・後期）

高齢者が地域において生きがいをもって生活が送れるよう、交流機会の提供や生涯学習、レクリエーション活動等のさまざまな活動を支援します。

・ シルバー人材センター支援事業（前・後期）

高齢者が長年培った知識や技術などを発揮して、臨時的・短期的な就業ができるよう、就業に関する相談を実施するとともに、その希望に応じた就業の機会を提供する団体である蓮田市シルバー人材センターの事業を支援し、就労対策の充実を図ります。

・ 高齢者援護・措置事業（前・後期）

援護が必要な高齢者に、高齢者の福祉サービスを提供するとともに、養護老人ホーム等への入所措置及びやむを得ない事由による措置を実施します。また、認知症高齢者に成年後見制度の利用を支援します。

・ 高齢者見守り支援ネットワーク事業（前・後期）

在宅の高齢者が家族や地域から孤立することを防止し、日常生活における問題を早期に発見し、住み慣れた地域で安心した生活を確保できるように、地域全体で協働して見守りができるしくみづくりを支援します。

- ・後期高齢者医療広域連合との連携（前・後期）

平成20年4月から75歳以上を対象に新たな医療制度が創設されました。制度の安定運営や被保険者の医療給付の確保など、運営団体である埼玉県後期高齢者医療広域連合と構成団体である市との連携を図り、事業を推進していきます。

（2）介護保険の充実

介護保険制度の安定的な運営と地域支援事業を推進し、介護保険の充実を目指します。

- 地域支援事業の推進
- 介護保険制度の適正な運営
- 介護サービス等の提供体制の確保

（主要事業・主な取組み）

- ・介護保険（地域支援事業）（前・後期）

介護予防事業、包括的支援事業（地域包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援事業業務）及びその他の地域支援事業を行います。

- ・介護保険（介護保険運営事業）（前・後期）

介護保険事業計画の介護サービス利用量と介護給付費の見込み量に基づき、介護保険給付が適正に行われるよう事業を推進していきます。また、介護保険事業計画の基盤整備量に基づき、円滑なサービスが提供されるよう介護保険施設の整備を促進します。

4. 子育てにやさしいまちをつくる

安心して子どもを産み育てることができる支援体制を確立し、子育て家庭を地域全体で支え、次世代を担う子どもたちが地域の中でさまざまな人とふれあい、心身ともに健康で楽しく成長できる環境をつくりします。

《施策の展開》

(1) 安心して子どもを産み、育てられる環境づくりの推進

すべての子どもが健やかに成長できるよう、子育ての負担軽減や安心して子どもを産み育てられるための環境整備を推進します。

- 家庭における子育て支援の充実
- 次世代の親の育成
- 保育施設の充実
- 保育サービスの充実
- 幼児教育の充実
- 子どもの健全育成

(主要事業・主な取組み)

- ・ファミリー・サポート・センター事業の推進（前・後期）

女性の社会進出が進む中で、地域において保育などの援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員として登録し、会員相互による子育ての相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を推進していきます。

- ・次世代育成支援行動計画の推進（前・後期）

次代の社会を担う子どもたちが健やかに成長していける環境を整備するため、蓮田市次世代育成支援行動計画を総合的かつ効果的に推進します。

- ・子ども・子育て支援事業計画の推進（後期）

地域における子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援を行うため、子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に推進していきます。

- ・母子家庭自立支援事業（前・後期）

ひとり親家庭の経済的自立を図るため、母子家庭の母に対し就労支援を推進します。具体的には教育訓練講座への助成や、高等技能訓練促進費の助成を行います。

・子育て支援施設の充実（前・後期）

保育園や学童保育所等の子育て支援施設について、保護者が安心して子どもを預け、子どもたちが快適にすごせる施設となるよう、施設の老朽化等により保育環境の整備が必要とされる施設について、計画的に建て替えや修繕を行います。

なお、中央保育園は、老朽化が著しいため建て替えを実施します。

また、待機児童対策として、駅西口地域に新たな保育園を整備するとともに、学童保育所についても、小学校と連携を取りながら待機児童の解消に向けて、施設の整備を進めてまいります。

さらに、学童保育所で保育する児童の年齢拡大についても、順次行っていきます。

・児童遊園地の整備（前・後期）

市内児童遊園地の計画的な配備及び計画的な老朽施設の更新を行うとともに、使用頻度の少ない施設の整理統合を検討していきます。

（２）親と子どもの健康づくりの推進

すべての親が妊娠・出産やその後の育児を安心して行うための環境を整備し、総合的に継続した健康づくりを推進します。

- 妊娠期、乳児期からの健康づくり
- 小児医療の充実
- 思春期における健康づくり
- 食育*の推進

（主要事業・主な取組み）

・母子保健推進事業（前・後期）

妊娠・出産その後の育児を安心して行えるようにするため、妊産婦の健康診査や育児相談、訪問指導等を実施するとともに、両親学級の開催等子育てに関する学習機会の充実を図ります。

・乳幼児健康診査事業（前・後期）

乳幼児が心身ともに健康に発育できるようにするために、乳幼児の成長段階に応じて健康診査を実施し、病気や異常の早期発見や保護者への保健指導・養育支援を推進していきます。

・予防接種事業（前・後期）【再掲】

感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与していきます。

・ こども医療の充実（前・後期）

子どもが必要とする医療を安心して受けることができるよう、こども医療費助成制度の充実を図ります。

用語解説

食育

心も体も健康でいきいきと暮らせるように、自分の食について自ら学び、考え、よりよい食生活を実践できる力を育てることをいいます。

(3) 子どもに安全なまちづくりの推進

子どもたちがいきいきと遊べ、安心安全にすごせる環境づくりを推進します。

- 子どもがいきいきと遊べる環境づくり
- 子どもを犯罪から守る環境づくり
- 安心して外出できる環境の整備
- 住みやすい住環境の推進

(主要事業・主な取組み)

- ・ 青少年健全育成支援事業（前・後期）

青少年健全育成のための取り組みとして、青少年問題協議会の開催や街頭キャンペーン等を実施するとともに、青少年育成推進員連絡会活動や青少年育成市民会議への支援を行っていきます。

5. 人権尊重社会を実現する

人権に関する教育及び啓発をあらゆる機会に、あらゆる人々を対象に実施し、人権をあたりまえの習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての市民が人権尊重の精神を踏まえた行動をすることができる社会の実現と平和への取り組みを推進します。

《施策の展開》

(1) 人権教育・啓発の推進

人権尊重社会を実現するために、あらゆる機会をとらえて人権に関する教育及び啓発を推進していきます。

- 学校、行政、福祉・医療関係者、企業、市民、家庭における人権教育の推進
- 啓発事業、人権研修の実施

(主要事業・主な取組み)

- ・ 人権教育の推進事業（前・後期）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨に基づき、人権教育の推進を図り、同和問題をはじめとする人権問題の解決に寄与し、明るい地域社会をつくるため、各種研修会、講演会等を開催しあらゆる機会を通して、人権尊重の社会をつくるための啓発活動を展開していきます。

- ・ 人権啓発事業（前・後期）

他市町と連携をとり広域的に啓発事業を行っていきます。

(2) 男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会*実現のための環境づくりを進めていきます。

- 男女共同参画に関する意識啓発の推進
- 女性の社会参画の促進

(主要事業・主な取組み)

- ・ 男女共同参画社会づくり事業（前・後期）

男女共同参画社会を実現するため「蓮田市男女共同参画計画(はずだ男女共生プラン)」の進行管理を行うとともに、各種施策を計画に沿って実施していきます。また、男女共同参画社会づくりの意識啓発を図るため、男女共生情報誌「はずてる」の発行や、男女共同参画セミナー等を開催していきます。

- ・女性に対するあらゆる暴力等の根絶（前・後期）

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの女性への暴力が「人権侵害」であるという意識の啓発を図り、それらに関する情報提供に努めるとともに相談窓口の充実を図ります。また、県や関係機関と緊密に連絡・連携し、被害者への支援を行うため、加害者に対する対策について検討・研究を行っていきます。

（３）子どもの権利の保障

子どもの権利について意識啓発を図り、地域とともに児童虐待の防止に取り組んでいきます。

- **子どもの権利が守られる地域づくり**
- **子どもへの保護相談、虐待防止の推進**

（主要事業・主な取組み）

- ・児童虐待防止対策の推進（前・後期）

保育園・幼稚園・学校・児童相談所等の関係機関との連携を強化し、子どもに対する虐待の未然防止と早期発見、早期対応に努めるとともに、地域での見守り体制の充実や虐待に対する啓発活動など、児童虐待防止対策の推進を図ります。

（４）平和施策の推進

平和都市宣言に基づいて、平和の大切さを広める施策を推進していきます。

- **平和都市宣言に基づく施策の推進**

（主要事業・主な取組み）

- ・平和行政推進事業（前・後期）

市民一人ひとりの立場から平和に対する意識の向上や平和の実現に向けた自覚ある行動を促していくことを目的とし、平和に対する意識啓発及び平和の確立を推進するために必要な事業を実施していきます。

用語解説

男女共同参画社会

男性と女性が社会の対等な構成員として、自らの意思であらゆる分野に参画する機会を確保することにより、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく享受することができるとともに、等しく責任を担う社会のことです。

産業の活力を引き出し高めるまちをつくる

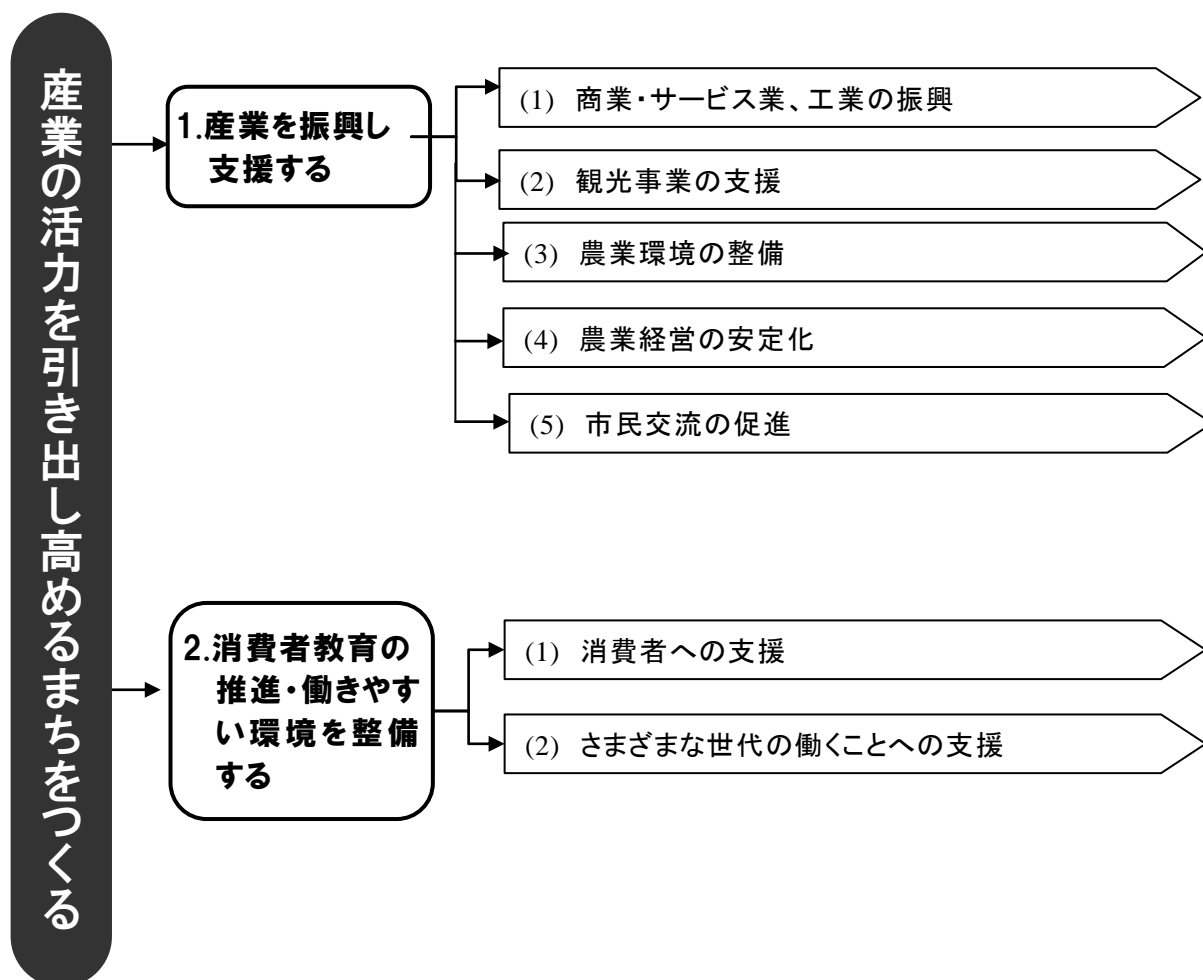
豊かな市民生活と活力ある地域経済を支えるため商業・サービス業、工業の振興を図ります。さらに農業を次世代に継承していくため、各種イベントを通して市民との交流を深めるとともに、地産地消*を推進し、活力ある農業振興を推進していきます。

消費者を支援するための消費者教育の推進を図ります。また、さまざまな世代にわたり働くことへの支援を進めていきます。

●主な課題●

- ・ 事業所数・商店数が減少傾向にある地元産業の活性化。
- ・ 農業者の高齢化と後継者の不足などに対応した農業の活性化。
- ・ 消費者トラブルの多様化に伴う対応。

●施策の体系●



1. 産業を振興し支援する

豊かな市民生活と活力ある地域経済を支えるため、企業を支援し、民間活力を高めることにより、商業・サービス業、工業の振興を図ります。また、市内各所で行われているイベントや歴史ある有形、無形の文化財を生かして、観光事業を推進していきます。さらに、農業を次世代に継承していくため、農業基盤整備を進めるとともに、担い手等の育成及び農地の利用集積の促進を図り、作業効率が高く収益性の高い農業経営を推進します。各種イベントを通して市民との交流を深めるとともに、地産地消を推進し、活力ある農業振興を図ります。

《施策の展開》

(1) 商業・サービス業、工業の振興

地域の商店や事業所が自身の力で発展していくために、産業の連携を支援し、商業・サービス業、工業の振興を図ります。

- あらたな企業の進出を促す施策の展開
- 暮らしに係わる地域の中小企業支援
- 中心市街地における商業・サービス業の活性化
- 起業の意欲を高め、民間活力を生かす環境整備
- 地域の特産品の製造、販売支援
- 異業種交流*の活性化

(主要事業・主な取組み)

・企業誘致（前・後期）

地域産業の振興や雇用の創出、税収の確保を図る観点から、既存企業の育成強化とともに、優良企業を誘致するため、地域の特性を活かした環境整備を推進し、地域経済の活性化の実現を目指します。

・中心市街地の活性化（前・後期）

近年の消費生活の変化や少子高齢化の進展等社会情勢の変化に対応するため、民間事業者、市民、NPO等地域の多様な関係者との民間連携体制を整備し、魅力ある商業集積を図るだけでなく、市民にとって住みやすい、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを推進します。

・商業団体活性化推進費補助（前・後期）

商店街はモノやサービスを売り買いするだけでなく、人と人が交流するコミュニケーションの場であり、地域において社会的・公共的な役割をもっています。地元商店街の活性化が、ひいては地域の活性化に結びつくようなさまざまな共同事業を実施する商業団体に対して支援を行っていきます。

(2) 観光事業の支援

地域の特色を生かしたイベントにより多くの人が参加していくよう運営支援を行うほか、市内の文化財を掘り起こし、観光の資源として生かしていきます。

- 地域の特色を生かしたイベント支援
- 市内に点在する文化財を観光資源として生かす
- あらたな観光資源の創出

(主要事業・主な取組み)

・観光事業の支援（前・後期）

まちづくりの重要な施策のひとつとして、観光の振興が不可欠となっている現在、観光行政を代行・補完する組織として存在意義の大きいはずだ観光協会に対して支援を行うことにより、観光事業を推進していきます。

・交流ふれあい事業の支援推進（前・後期）

農業を通じた農村地域と市民とのふれあい事業の推進や、地域の活性化を図るため各活動への支援を行います。具体的には、各地域の農業者と地域住民が共同活動のもと実施している「コスモスまつり」や「そばまつり」などの事業を支援していきます。

・国指定史跡黒浜貝塚整備推進事業（前・後期）【再掲】

縄文時代前期黒浜式土器の標式遺跡として著名な国指定史跡「黒浜貝塚」の恒久的保存・活用を図るため、公有地化を推進し、合わせて自然環境保護の視点で、市民の憩いの広場、生涯学習の場としての公園化を図ります。

用語解説

地産地消

地元で生産されたものを、地元で消費するという取り組みのことです。

異業種交流

新たな製品開発や事業展開を生み出すために、事業分野を異にする企業や人たちが交流し、情報交換や共同研究をすることです。

(3) 農業環境の整備

基盤整備の推進により作業効率を高めるとともに、環境への負荷を低減した環境保全型農業*を推進します。

- 農業基盤整備の推進
- 環境保全型農業の推進

(主要事業・主な取組み)

・土地改良基盤整備事業の推進（前・後期）【再掲】

農業経営の基盤の強化、農業後継者の育成のため土地改良事業により生産基盤整備を行うことで、優良農地の確保を図ります。

・環境にやさしい農業への取組み（前・後期）

安心・安全な農産物の生産と供給のため、有機農産物等生産支援事業、果実や野菜等の減農薬栽培の推進、畜産防疫及び畜産環境対策事業等を行っていきます。

用語解説

環境保全型農業

バイオマスの利活用等の堆肥等有機質資材を用いた土壌改善や化学肥料・農薬の使用の低減を図る等、環境への負荷を可能なかぎり低減した持続的な農業のことです。

(4) 農業経営の安定化

担い手農家などの育成や農地の利用集積の促進などを図り、都市近郊型農業としての特性を活かし、収益性の高い安定した農業経営を推進します。

- 担い手農家及び農業後継者の育成
- 認定農業者*や農家の担い手への農地の利用集積の促進
- 地産地消の促進
- 営農ボランティアの育成
- 農業生産組織の育成
- 地元農産物・加工品の販売促進支援

(主要事業・主な取組み)

- ・地産地消の推進（前・後期）

地元消費者のニーズを捉えながら、地元農産物の販売拡大のための支援を行います。具体的には、農業体験事業や農産物加工講習会等の実施、農産物直売事業の支援、学校給食の食材納入に対する支援、米消費拡大推進事業、地域農業の活性化を図るための事業などを推進していきます。

- ・農産物直売所の整備（前・後期）

地元消費者のニーズを捉えながら、地元農産物の販売拡大を行うため、直売所を整備し、地域農業の活性化を図ります。

(5) 市民交流の促進

各種イベントを通して市民の交流を深めるとともに、市民が農業に親しめるような環境づくりを推進します。

- 各種イベントの推進
- 市民が農業に親しむ環境づくりの推進

(主要事業・主な取組み)

- ・交流ふれあい事業の支援推進（前・後期）【再掲】

農業を通じた農村地域と市民とのふれあい事業の推進や、地域の活性化を図るため各活動への支援を行います。具体的には、各地域の農業者と地域住民が共同活動のもと実施している「コスモスまつり」や「そばまつり」などの事業を支援していきます。

用語解説

認定農業者

効率的かつ安定的な農業経営を目指し、地域農業を担うような農業者で、市町村長から認定を受けた者です。

2. 消費者教育の推進・働きやすい環境を整備する

消費者トラブルの複雑巧妙化に対処するために、消費生活相談*のさらなる充実と、消費者を支援するための消費者教育の推進を図ります。また、人口減少、超高齢社会の到来に対応するために、中高年・若年者の各年齢層に応じた就業環境の整備支援を進めていきます。

《施策の展開》

(1) 消費者への支援

消費者が自ら賢い選択ができるよう情報提供や啓発活動を行い、消費者団体とも連携し消費者を支援します。

- 消費生活相談事業の充実
- 消費者啓発事業の充実
- 消費者団体の支援

(主要事業・主な取組み)

- ・消費生活相談事業（前・後期）

相談内容が複雑化し、相談件数も増加傾向にある相談事業を引き続き充実させていくとともに、消費者が次々と発生する新たな消費問題に関心を持ってもらい、被害に遭わないよう啓発活動を行っていきます。

(2) さまざまな世代の働くことへの支援

勤労者が安心して働ける環境づくりを推進するとともに、国、県と連携しさまざまな世代にわたり働くことへの支援を行います。

- 就業への支援
- 就業環境の整備
- 勤労者施策の推進

(主要事業・主な取組み)

- ・ファミリー・サポート・センター事業の推進（前・後期）【再掲】

女性の社会進出が進む中で、地域において保育などの援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員として登録し、会員相互による子育ての相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を推進していきます。

用語解説

消費生活相談

消費生活に係る苦情・トラブルに対して消費生活相談員が適切なアドバイスを行うことにより諸問題を解決する相談業務です。

第5章 基本構想の実現に向けて

1. 効率的な行財政システムを構築する

蓮田市が「持続的に自立した自治体」になるためには、これまで以上に、民主・公平・効率・透明の原則のもと、市民から信頼と納得の得られる行政運営に取り組まなければなりません。そのため、市では、市民にとって開かれた市役所、活気のある市役所づくりを目指し、以下の視点に基づき、効率的な行財政システムの構築を図ります。

まず財政基盤を強化するため、事業の財源としての新たな歳入の確保、歳出の削減を徹底的に行い、歳出構造の改善を図ります。長期的には地域の経営資源を最大限に活用し、市内への人や企業・投資を呼び込むなど、市全体の活性化を図り税収の増加に努めます。具体的には市税等の自主財源の確保に努めるとともに、サービスの水準と負担について受益者負担の適正化を進めていきます。さらに、安定した財政運営を考える中で、都市基盤整備の状況を検証し、目的税である都市計画税を平成22年度から導入いたしました。

次に事務事業の再編・整理、民間委託等の適切な活用や電子自治体の推進、入札改革と公共工事のコスト縮減を進め、効率的・効果的な行政への転換を図り、市民サービスの向上を目指します。

さらに少数精鋭で臨むべく職員の定員管理の適正化を図るとともに、職員一人ひとりの資質を高めるために人材育成の観点に立った人事管理・職場風土・仕事の推進プロセスなどの改革を進めます。また、縦割り組織による弊害を無くすため各部門の連携を強化するとともに、フラット化*された簡素な組織への再構築を進めて、状況変化に柔軟に対応できる機能性を有した組織づくりを進めます。

2. 協働で基本構想を推進する

基本構想の実現を確実なものにするため、市民との協働で基本構想を推進していきます。

まず、地域の住民、住民組織やNPO、民間企業など多様な主体が自治体と協働し、公共サービスを担う新しいしくみづくりに取り組んでいきます。そのため、市は積極的に市民活動の支援を行い、市民参画と協働を進めていきます。

また、内部監査、外部監査を積極的に活用します。そして、基本構想が実施計画や毎年の予算編成においてどのように実現されていくかを、市民が監視役になって進行管理するしくみづくりを行います。

3. 市民への説明責任を果たす

市民が市政へ参画するためには、市民への説明責任を果たす必要があります。

そのために、個人情報保護条例と情報公開条例に基づき、市民の知る権利を保障します。

次に市政をわかりやすく説明するために、積極的に市政情報を提供し、公表していきます。

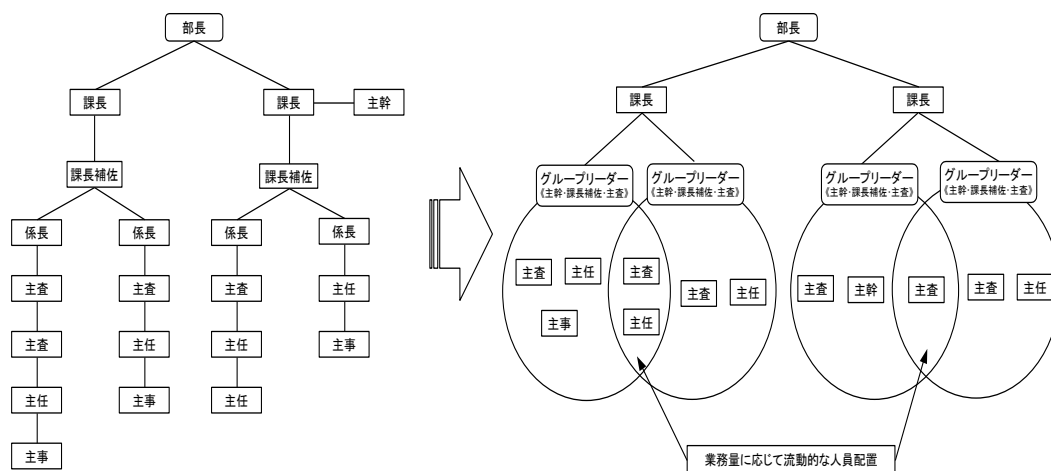
さらに、公募委員の審議会への登用、条例制定時の試案の公表と市民意見の募集など、政策課題についての情報の共有化を進めていきます。

用語解説

フラット化

フラット化とは、多くの階層からなるピラミッド型の組織をなるべく少ない階層にすることや、責任が明確になるよう組織の規模を見直すこと、下位の職への権限移譲を進めることを特徴とした組織にすることをいいます。

●フラット化のイメージ（例）



4. 財政収支見通しについて

第4次総合振興計画に基づく施策・事業を効率的かつ計画的に実施するためには、長期的な展望に立った財政運営が求められています。現在の財政状況を分析するとともに、将来の財政見通しを明らかにするため、計画後期にあたる平成25年度から平成29年度までの、今後5年間の一般会計財政収支試算表を作成しました。

【財政の現状】

現在の国や地方をとりまく財政状況は、国の三位一体改革の推進により大きく変化してきています。景気の回復、税源移譲等により市税等の増加が見込まれるものの、地方交付税の改革、国庫補助金・負担金の削減により、今後歳入財源は減額が予測されます。また蓮田市は、これまで財政調整のために活用を図っていた財政調整基金や、前年度繰越金などが確実に減少しており、かつて経験したことのない厳しい財政運営を強いられています。一方、歳出では、人件費・扶助費・公債費など義務的経費の歳出総額に占める割合が増加する傾向にあり、財政構造の硬直化を招いています。

【今後の財政見通し】

財政収支については、前期計画期間（平成20年度から平成24年度）を終了し、過去の実績を基に計画後期期間（平成25年度から平成29年度）までを予測し、歳入・歳出を別表のとおり設定しました。今後の社会経済情勢の変化や蓮田市の人口構造などを勘案しながら推計し、総合振興計画の主要事業の予算配分に十分留意しました。また、職員の定員適正化計画による人件費の削減や、事務事業の再編・整理など、行財政改革の推進を前提としています。

歳入では、市税は、現行制度を基本に今後の人口予測などを踏まえて推計しました。所得税から個人市民税への税源移譲や制度改正等により増加が見込まれるものの、緩やかな人口の減少、団塊の世代の退職による労働人口の減少などから、今後しばらくは大きな伸びが期待できないと予測しています。また、国・県支出金や市債は、過去の実績を踏まえるとともに、その年度に予算配分された主要な事業を加味して試算しました。

歳出では、人件費は、職員の定員適正化計画や早期退職者制度の運用などによる削減効果を勘案しています。扶助費や繰出金は、本格化する少子高齢化社会への対応や予定される大きな事業により、今後増加傾向が続くと予測されます。公債費は、これまで公共施設等の社会資本整備に投資してきたことや、発行が伸びている臨時財政対策債の償還額の増加が予想され、平成26年度に償還のピークが見込まれています。

今後、義務的経費や繰出金などの歳出に占める割合の増加は避けることができず、別表のような収支差が見込まれています。

この収支差を解消するため、今後は新たな歳入確保に積極的に努めるとともに、経常的な経費の更なる見直しや合理化、予算の効率的配分などによる徹底的な歳出の抑制を図っていきます。

一般会計財政収支試算表(平成25年度～29年度)

単位:百万円

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
歳 入	15,610	15,918	14,987	14,868	14,804
市税	7,720	7,602	7,414	7,330	7,240
地方交付税	1,850	1,850	1,917	2,011	2,040
国・県支出金	2,985	3,112	2,978	2,891	2,854
市債	1,437	2,059	1,383	1,341	1,375
その他	1,618	1,295	1,295	1,295	1,295
歳 出	15,610	16,395	15,296	15,101	14,968
人件費	3,886	3,819	3,803	3,682	3,723
扶助費	3,452	3,555	3,655	3,591	3,526
公債費	1,570	1,669	1,566	1,617	1,620
繰出金	2,315	2,342	2,426	2,400	2,350
普通建設事業費	1,297	2,010	808	795	755
その他	3,090	3,000	3,038	3,016	2,994
収 支 差 額	0	△477	△309	△233	△164

試算の前提

歳 入

○市税

平成25年度予算額をベースに、将来の人口推移等を踏まえて推計しました。

○地方交付税

地方自治体の必要な財源を保障し、併せて地方自治体間の財源格差を調整し、全国どの市町村においても一定水準の行政サービスが受けられるよう国から地方自治体に対し交付されるものです。過去の実績額や国の制度改革を勘案し、平成26年度以降増加を見込んで推計しました。

○国・県支出金

国・県から市町村に対して支出される負担金、補助金などです。平成25年度予算額をベースに、計画予定事業に伴う補助金などを積算して算定しました。

○市債

建設事業などを行うため市が借入れを行う資金です。計画予定事業を基に算出しました。

○その他

交付金や使用料・手数料、繰越金などです。過去の実績等を参考に推計しました。

歳 出

○人件費

職員給与や議員報酬、各種委員報酬、共済組合負担金等が含まれます。職員給与については定員適正化計画に基づき推計しました。

○扶助費

生活保護費や児童手当など法令に基づき支給される各種扶助のための経費です。市民サービスの向上や少子・高齢化に伴う影響と過去の実績等を踏まえ、平成27年度までは毎年度増加を見込んで推計しました。

○公債費

市債の元金や利子などの返済のための経費です。過去に借り入れた市債の償還予定額に、今後の借り入れ見込みに係る償還額を加味して推計しました。

○繰出金

他の会計(特別会計)へ資金を繰り出すための経費です。福祉・医療関係の繰出金は毎年度2～3%増と見込み推計しました。その他の繰出金は過去の実績を参考に推計しました。

○普通建設事業費

道路や施設などの建設、整備に必要とされる投資的な経費です。過去の実績を参考に、計画予定事業を積算して推計しました。

○その他

施設維持管理のための委託料などの物件費や、維持補修費、補助費等です。過去の実績等を参考に推計しました。